

新宿区第二次男女共同参画推進計画 (素案)

平成 24 (2012) 年度～平成 29 (2017) 年度

新宿区

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 条例における基本理念	4
(1) 男女の人権の尊重	4
(2) 社会における制度や慣行についての配慮	4
(3) 社会のあらゆる分野での活動の方針の立案や決定過程への共同参画	4
(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立	4
(5) 国際理解と協力	4
第2章 新宿区の現状と課題	5
1 新宿区の現状	5
2 男女共同参画推進計画の実績	13
3 男女共同参画の主な課題と方向性	16
第3章 計画の体系	21
(1) 計画の体系図	21
(2) 事業一覧	22
第4章 計画の内容	25
<ともにささえあう>	
目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進	25
(1) ワーク・ライフ・バランスを推進します	25
(2) ワーク・ライフ・バランスの実現のために意識啓発を行います	30
(3) 子育てや介護等のための支援を行います	33
<ともにみとめあう>	
目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり	40
(1) 固定的な性別役割分担意識を解消します	40
(2) 事業者における男女共同参画の取組みを促進します	43
(3) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います	47
(4) ライフステージに応じた健康支援を行います	52

【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】	56
1 新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画策定にあたって	56
2 新宿区のDVの現状	58

<ともにおもいやる>

目標3 人権の尊重と配偶者等に対する暴力のない社会の実現【配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】	64
（1）配偶者等の暴力防止に向けた意識啓発と情報提供を行います	64
（2）被害者の相談体制を充実します	67
（3）被害者の安全確保と自立のための支援を行います	69
（4）配偶者等の暴力防止に向けた推進体制を充実します	71

<ともにかがやく>

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進	73
（1）あらゆる場面における男女共同参画の意識づくりを行います	73
（2）女性の活躍を支援するためのしくみをつくります	78
（3）男女共同参画の視点を持った地域づくりを進めます	82

<ともにすすめる>

目標5 計画の推進に向けて	85
（1）区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します	85
（2）庁内における計画の推進体制を充実します	87
（3）国・都と連携して、男女共同参画を進めます	89

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

この計画は、新宿のまちに住む人々はもとより、新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画することのできる社会を実現していくことを目的として策定します。

新宿区がめざすものは、“男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現すること”（「新宿区男女共同参画推進条例」前文より）です。

その総合ビジョンとして、「男女が個人として尊重されるまち新宿」を掲げ、具体的ビジョンとして、以下の5つのビジョンをまとめました。

【総合ビジョン】

「男女が個人として尊重されるまち新宿」

【具体的な5つのビジョン】

- ①ワーク・ライフ・バランスが実現するまち
- ②個性と能力を十分に発揮できるまち
- ③あらゆる暴力のない、尊厳を持って暮らせるまち
- ④誰もが公平に参画できるまち
- ⑤協働により創意工夫するまち

総合ビジョン

男女が個人として尊重されるまち新宿

具体的なビジョン

ワーク・ライフ・
バランスが
実現するまち

個性と能力を
十分に発揮
できるまち

あらゆる暴力の
ない、尊厳を
持って暮らせる
まち

誰もが公平に
参画できるまち

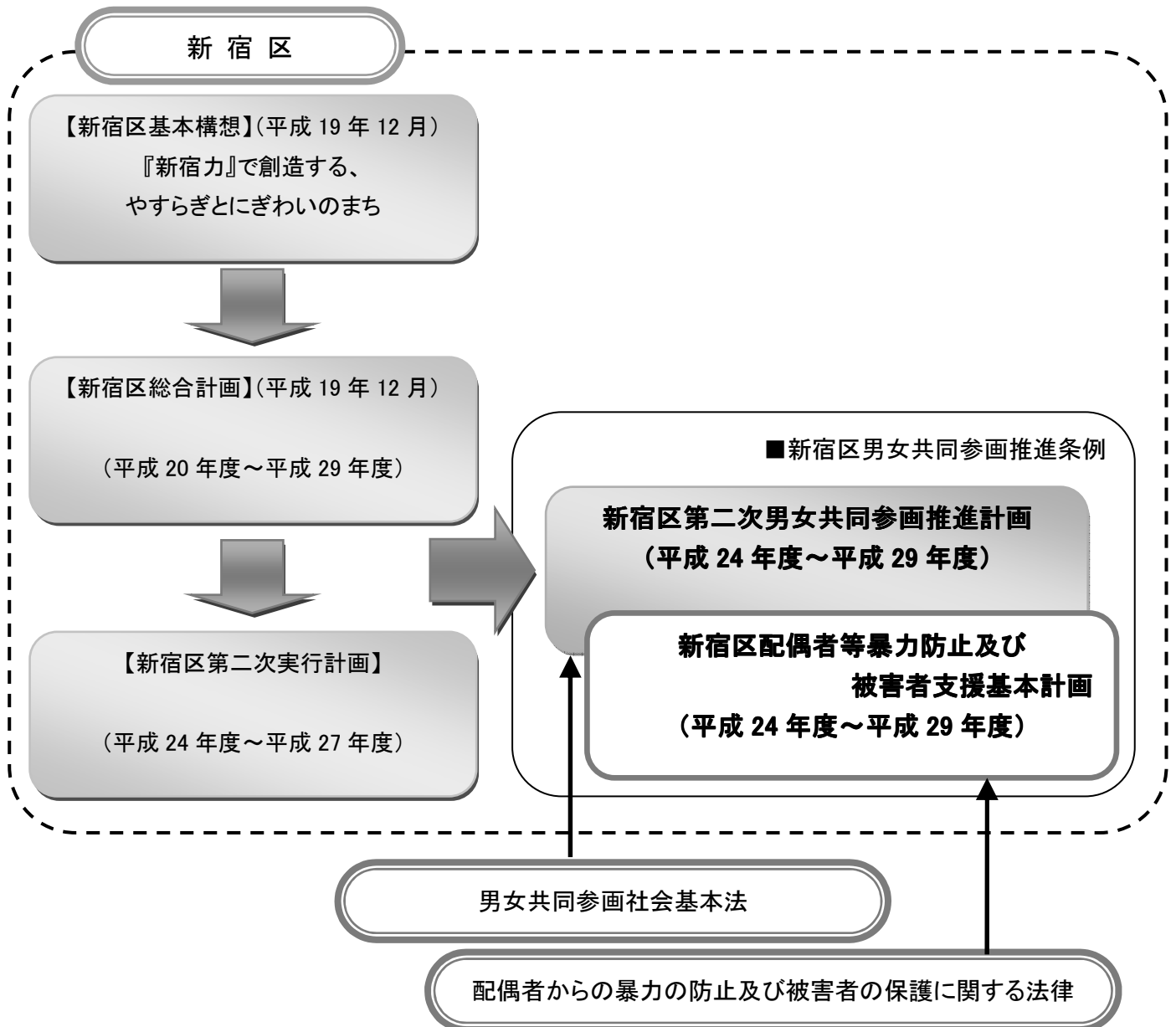
協働により創意工夫するまち

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、新宿区男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する基本計画であり、「新宿区総合計画」のまちづくりの基本目標Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していきけるまち」の実現をめざした分野別計画です。

今回の計画は、「新宿区男女共同参画推進計画」（平成20年度～平成23年度）に引き続く計画として策定しています。

なお、「新宿区第二次男女共同参画推進計画」の目標3は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく区の「市町村基本計画」とします。



3 計画の期間

この計画は、平成 24（2012）年度から平成 29（2017）年度を計画期間としています。ただし、計画の円滑な推進のために、「新宿区第二次実行計画」期間の終了や社会経済状況の変化等を考慮し、4年を目途に見直しを行います。

平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
新宿区男女共同参画推進計画				新宿区第二次男女共同参画推進計画 					
			見直し				見直し		見直し

4 条例における基本理念

この計画は、「新宿区男女共同参画推進条例」に規定する男女共同参画の推進に関する5つの基本理念を踏まえて策定しています。

(1) 男女の人権の尊重

男女を個人として尊重し、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮する機会を確保します。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行により、男女の生き方が制約されることのないように配慮します。

(3) 社会のあらゆる分野での活動の方針の立案や決定過程への共同参画

社会のあらゆる分野で、活動の方針の立案や決定の過程に、男女が社会の対等な構成員として共に参画する機会を確保します。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

相互協力と社会の支援のもとに、子どもの養育や家庭の介護などにおいて、男女が共に家族の一員としての役割を果たし、そのほかの活動との両立ができるようにします。

(5) 国際理解と協力

地域での国際化の進展に配慮し、国際理解のもとに男女共同参画を推進します。

第2章 新宿区の現状と課題

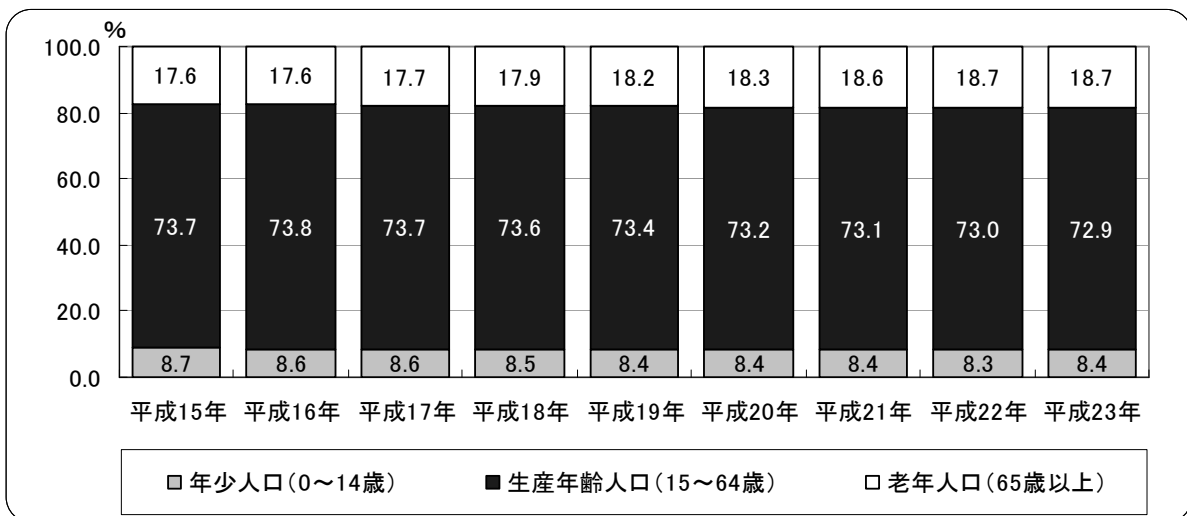
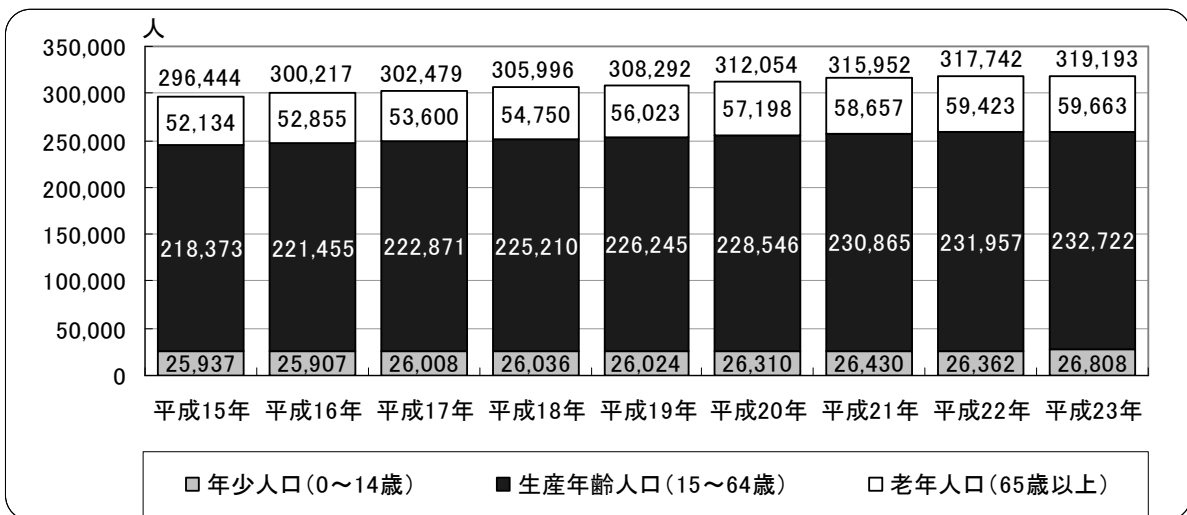
1 新宿区の現状

(1) 総人口、年齢3区分別人口の推移

新宿区の総人口は、平成23年4月1日現在で319,193人となっており、年々増加しています。

年齢3区分別にみると、15～64歳の生産年齢人口と65歳以上の老年人口においては、一貫して人口が増加しています。0～14歳の年少人口は、平成16年以降は微増傾向にあります。

■総人口及び年齢3区分別人口、割合の推移



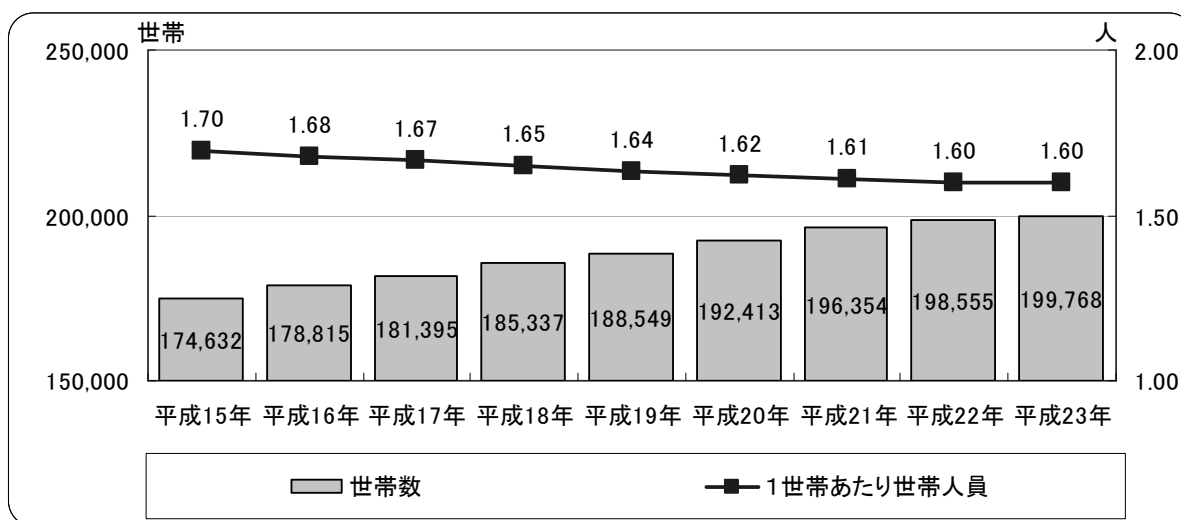
資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移

新宿区の世帯数は、平成15年から一貫して増加し、平成23年には199,768世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は減少が続いています。

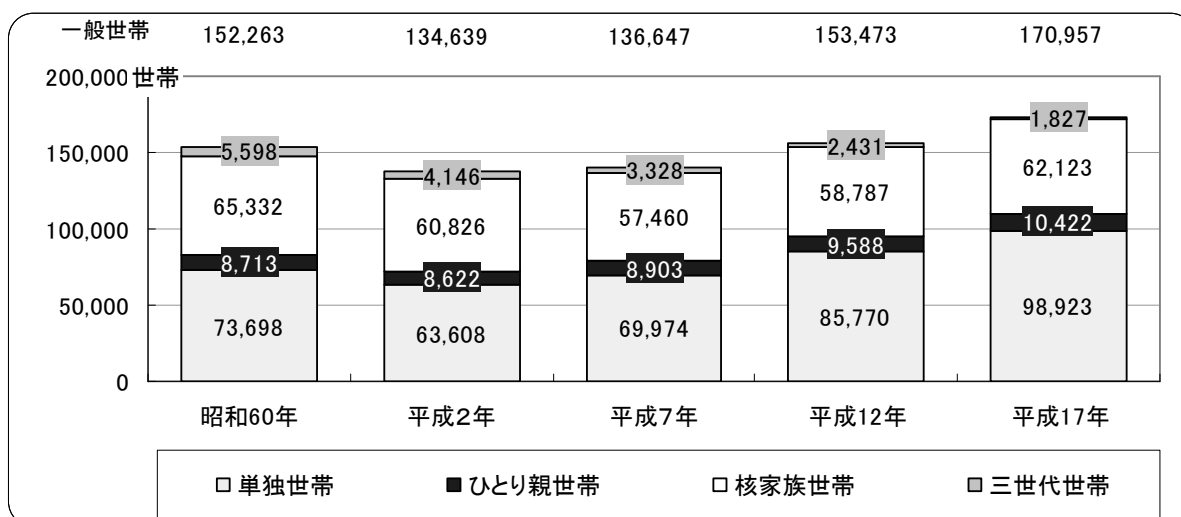
家族類型別にみると、新宿区は単独世帯の割合が高く、平成17年の国勢調査では、一般世帯の約60%を占めています。また、ひとり親世帯や核家族世帯が増加しており、世帯の少人数化が進行していることがうかがえます。

■世帯数及び1世帯あたり世帯人員の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

■家族類型別世帯数の推移



※一般世帯とは、「住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯」と「下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯」の合計を指す。

※ひとり親世帯とは、「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」の合計を指す。

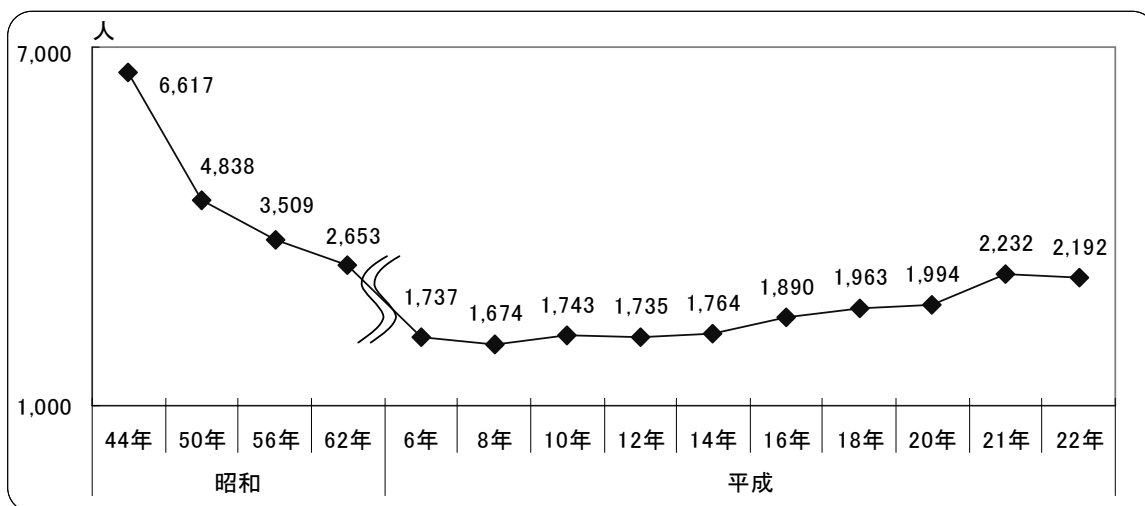
※三世帯世帯とは、「夫婦、子供と両親から成る世帯」と「夫婦、子供と片親から成る世帯」の合計を指す。

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

(3) 出生数の推移

新宿区において、昭和44年に生まれた子どもの数は6,617人でした。その後減少が続き、平成6年には2,000人を割りました。しかし、平成12年からは微増に転じ、平成21年には再び2,000人を超えています。

■出生数の推移

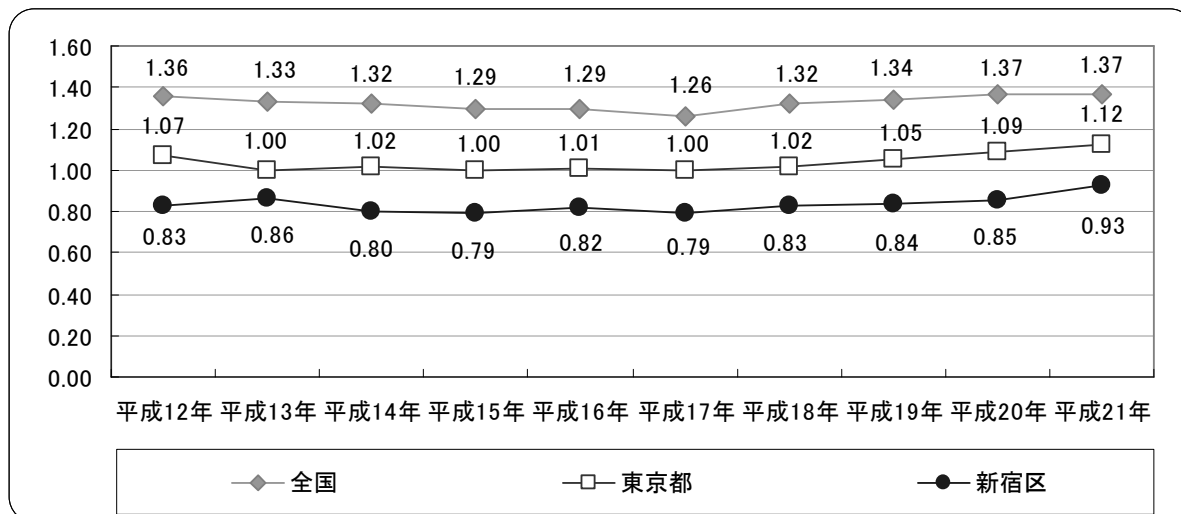


資料：新宿区「新宿区の統計（平成23年）」

(4) 合計特殊出生率の推移

新宿区の合計特殊出生率は、全国の都道府県で最も低い東京都よりも低い値で推移しています。しかし、平成15年、17年には0.8を割ったものの、平成18年以降増加に転じ、平成21年には0.93と過去10年間の中で最も高い値となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：東京都、新宿区：東京都福祉保健局「人口動態統計」

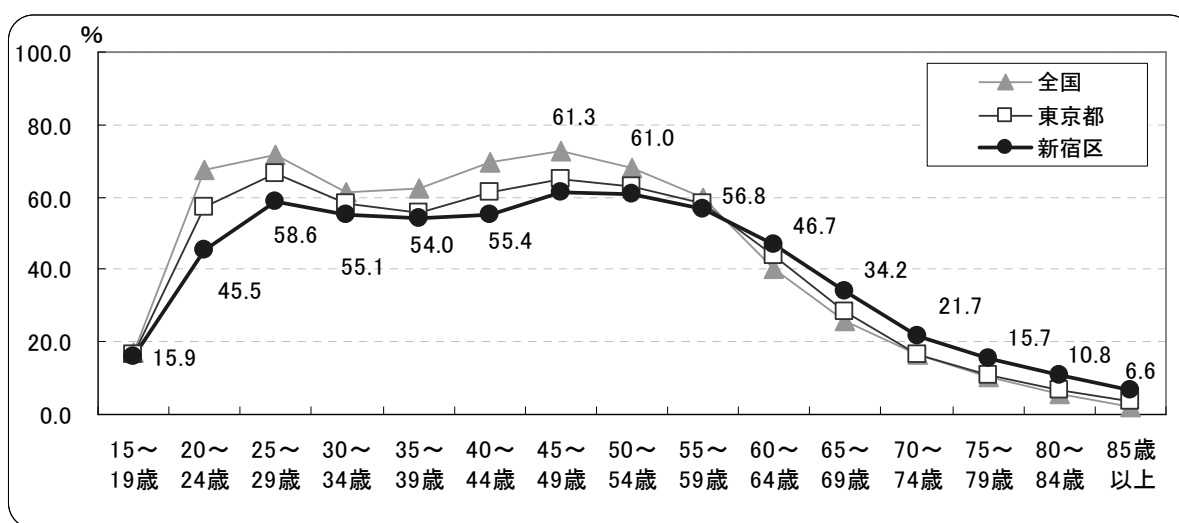
全国：厚生労働省「人口動態統計 年報」

(5) 女性の就労の状況

新宿区における女性の労働力率をみると、全国、東京都と比べて、ほぼすべての年代で低くなっています。また、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線の底が全国、東京都より浅く、台形に近くなっています。

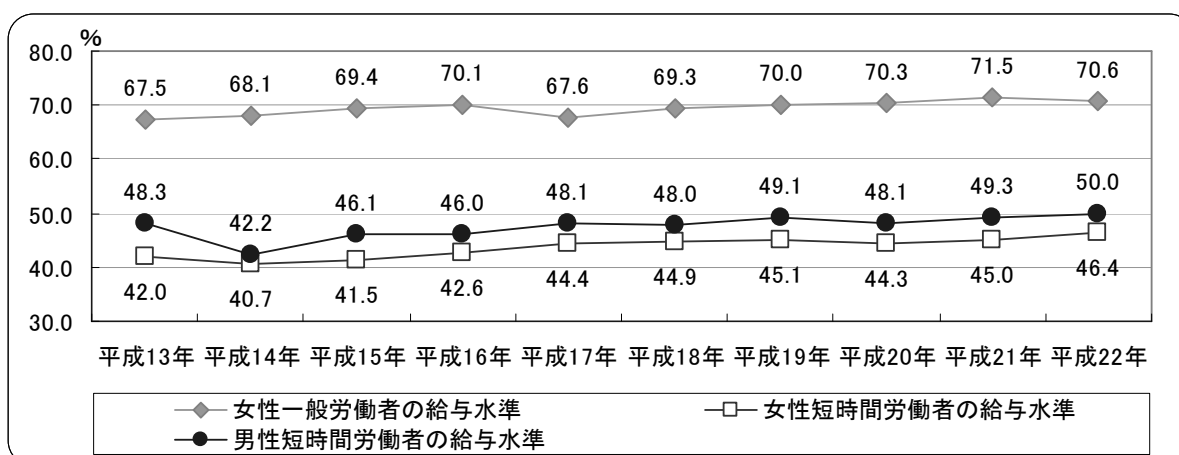
また、全国の男女の賃金格差をみると、正規雇用者など一般労働者における男女の1時間当たりの平均所定内給与の格差は、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、平成22年の女性一般労働者が給与水準は70.6となっており、格差が大きくなっています。さらに、短時間労働者の給与水準についても、男性50.0、女性46.4と低い状況になっています。

■女性の労働力率



資料：総務省「国勢調査」（平成17年10月1日現在）

■労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者＝100）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各対象の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算定。

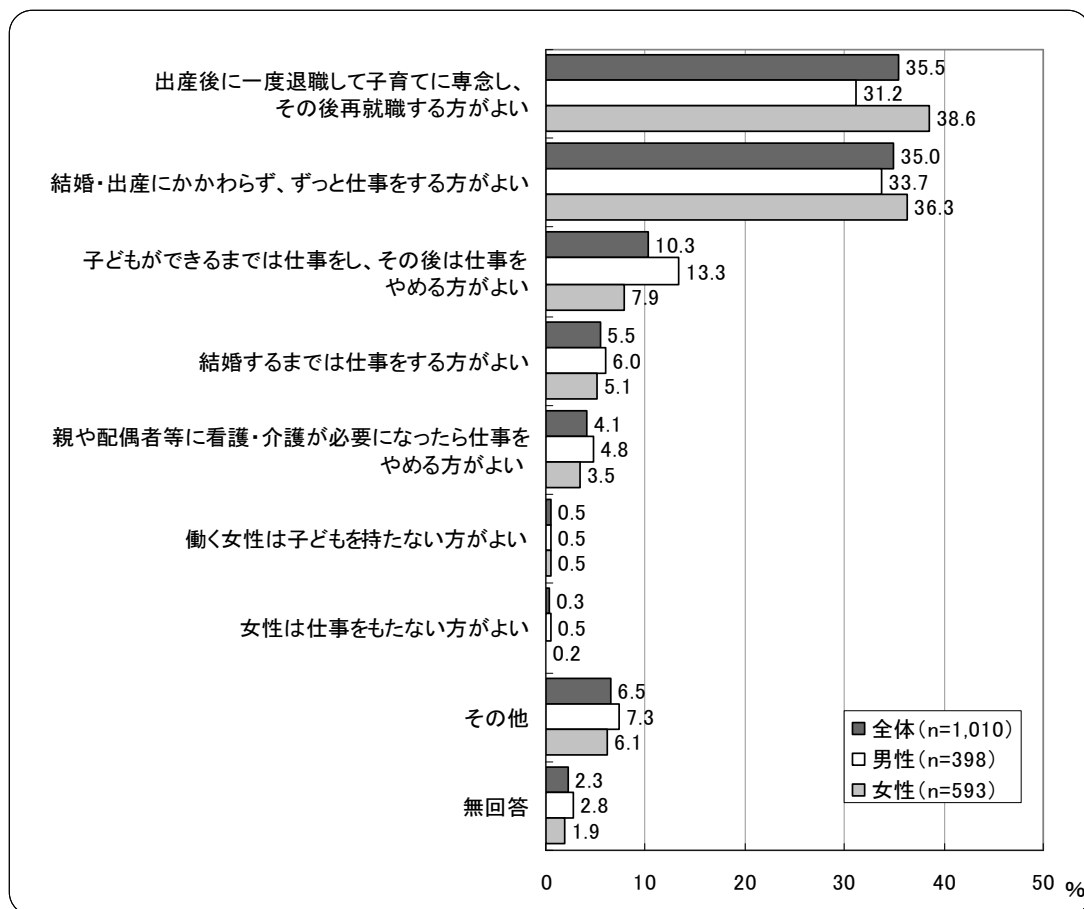
平成 22 年度に実施した「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（以下「区民意識・実態調査」という。）によると、望ましいと思う女性の働き方について、全体では「出産後に一度退職して子育てに専念し、その後再就職する方がよい【再就職型】」が 35.5%、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする方がよい【職業継続型】」が 35.0%となっています。

これは、内閣府が平成 21 年 10 月に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」では、「女性が職業を持つことについての考え方」という設問に対し、最も高い回答は「子どもができて、ずっと職業をつづける方がよい【職業継続型】」が 45.9%、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい【再就職型】」が 31.3%となっています。区では【職業継続型】と【再就職型】が均衡しているものの、内閣府の結果とは順位が異なる結果となっています。

また、性別にみると、女性では【再就職型】が 38.6%と最も高く、男性の 31.2%を 7.4 ポイント上回っています。

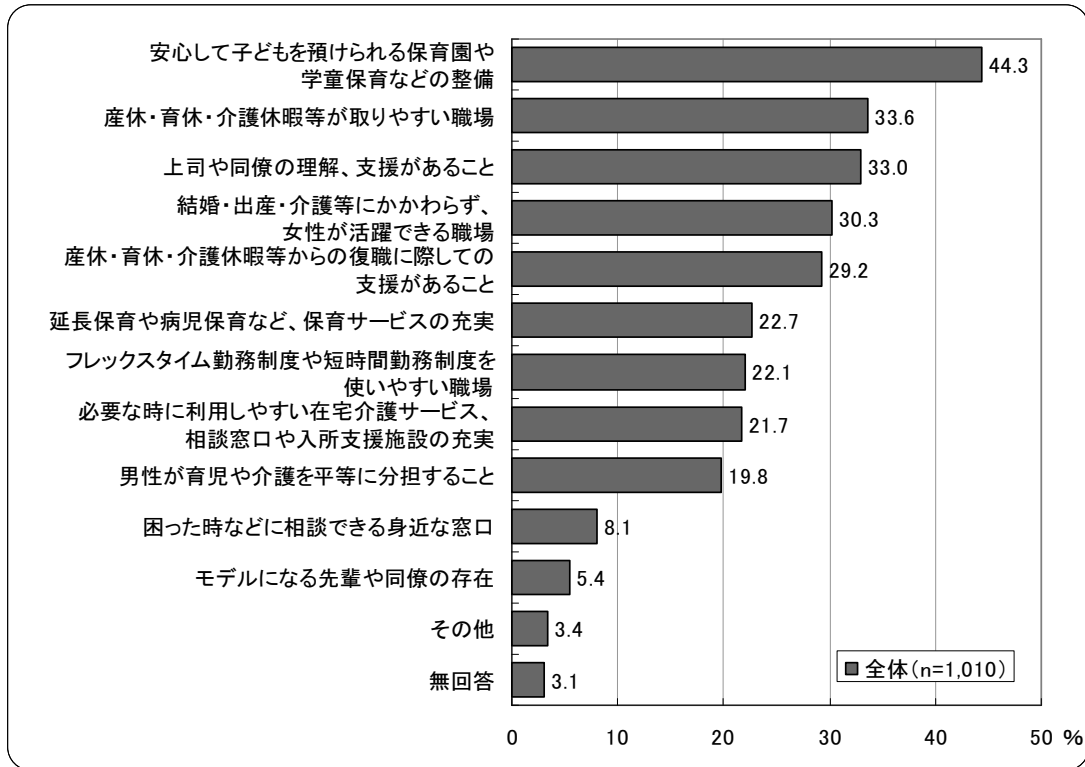
女性が就労を継続するために必要なことについては、「安心して子どもを預けられる保育園や学童保育などの整備」が 44.3%と最も高く、次いで「産休・育休・介護休暇等が取りやすい職場」が 33.6%、「上司や同僚の理解、支援があること」が 33.0%となっています。

■女性の望ましい働き方



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成 22 年 10 月実施）

■女性の就労継続のために必要なこと



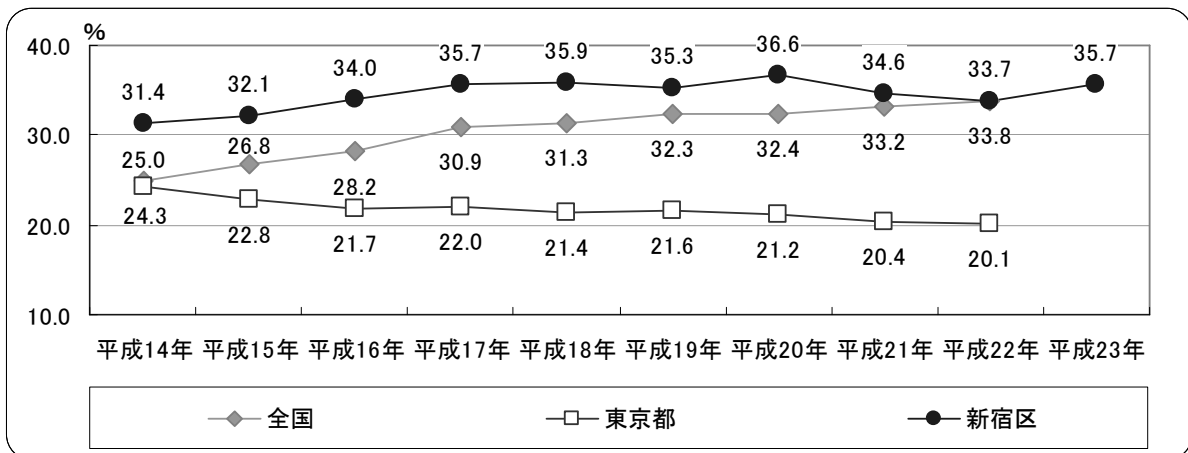
資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

(6) 女性の参画率の推移

審議会等における女性委員の割合は、平成23年度に40%となることを目標に取り組んでいますが、平成14年以降増加傾向にあります。平成23年4月1日現在で35.7%となっており、目標の40%を達成していません。

なお、全国や東京都と比べて、高い参画率となっています。

■審議会等における女性委員の比率



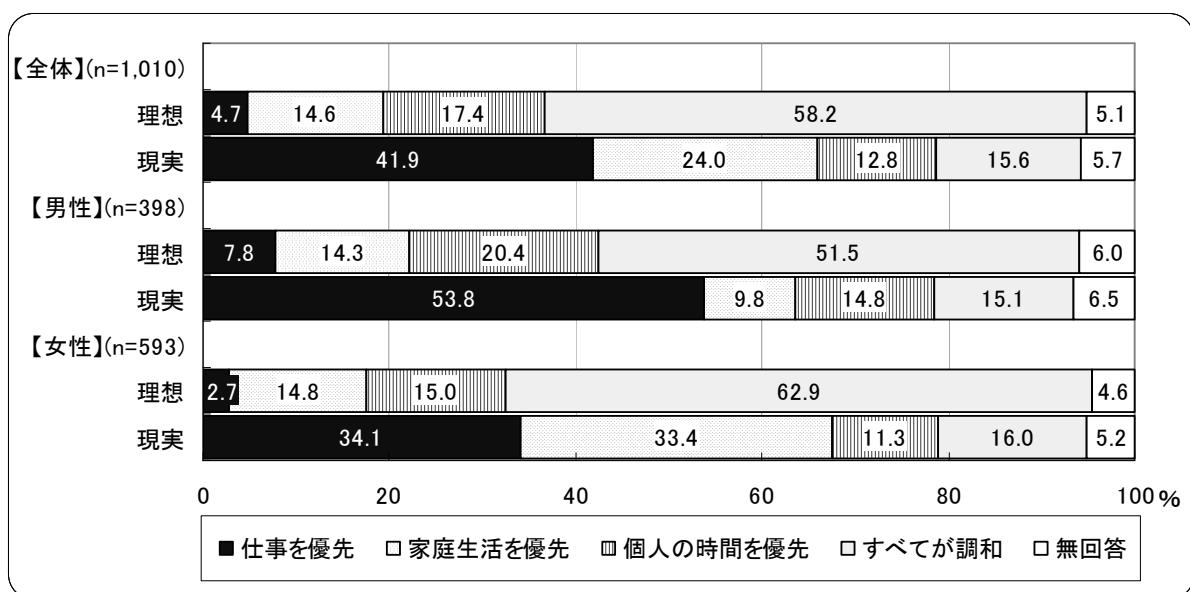
資料：東京都、新宿区：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年4月1日現在）
 全国：内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」（各年9月30日現在）

(7) ワーク・ライフ・バランスの状況

仕事と家庭生活、個人の時間のバランスについては、全体では、「すべてが調和」した生活を理想とする割合が58.2%と最も高いものの、現実では「すべてが調和」できている割合は15.6%と低くなっており、「仕事を優先」している割合が41.9%と最も高くなっています。

男女別でも、「すべてが調和」した生活を理想とする割合が最も高く、男性で51.5%、女性で62.9%となっていますが、現実では男性は「仕事を優先」している割合が53.8%と過半数を超えているものの、女性では「仕事を優先」が34.1%、「家庭生活を優先」が33.4%と2極化しています。

■仕事、家庭生活、個人の時間のバランス



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

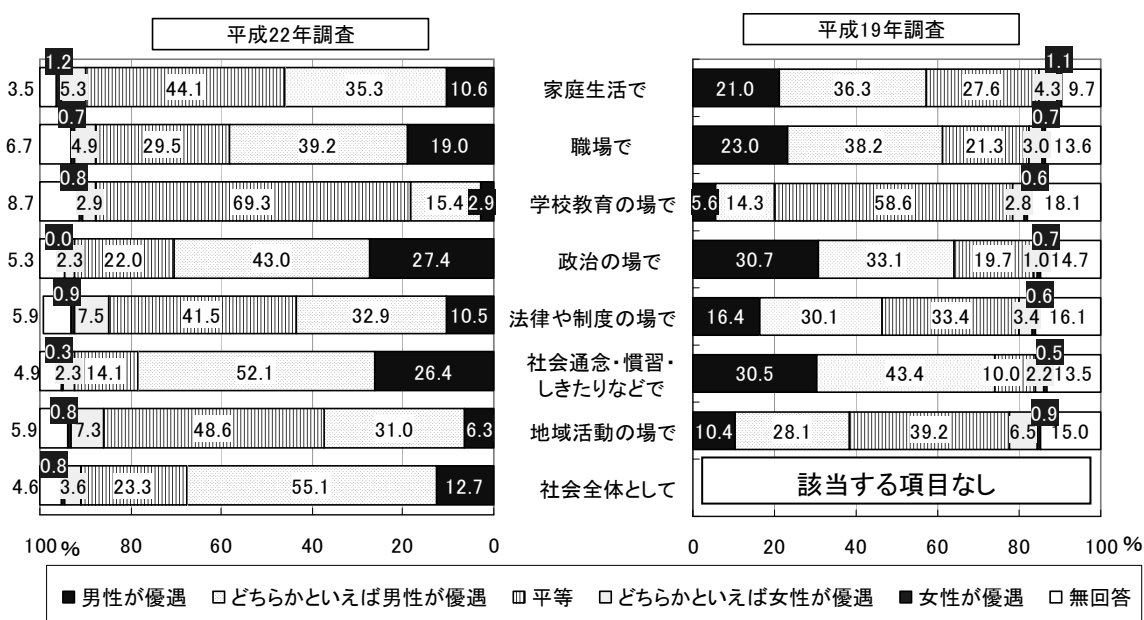
(8) 男女平等の意識について

さまざまな分野における男女の地位の平等感については、『男性優遇』、『平等』、『女性優遇』を比較すると、「学校教育の場で」と「地域活動の場で」で『平等』の割合が最も高くなっています。その他の選択肢では、『男性優遇』が最も高くなっています。

平成19年の調査結果と比較すると、すべての項目で『平等』の割合が増加しており、少しずつではありますが、着実に意識が変わってきていることがうかがえます。特に「家庭生活の場で」と「学校教育の場で」で大きく増加しています。

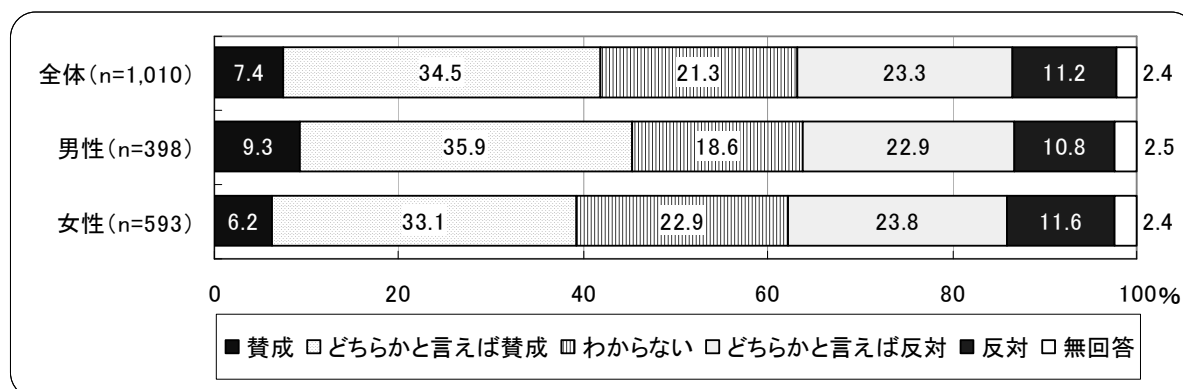
性別役割分担に対する意識については、男性、女性ともに『賛成』が『反対』を上回っており、性別役割分担に肯定的な考えを持っている割合が高いことがうかがえます。

■さまざまな分野における男女の地位の平等感



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

■性別役割分担に対する意識



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

2 男女共同参画推進計画の実績

区では、「新宿区男女共同参画推進計画」(平成20年度～平成23年度)に基づき、“男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現すること”をめざして、さまざまな施策を実施してきました。

目標1 仕事と家庭、地域活動との調和がとれた生活の実現

男女がともに家族としての責任を担い、仕事と家事や育児、介護、地域活動などを両立できるようにすることは、男女共同参画社会の基本的な考え方の一つであり、これらをバランスよく担うことが大切であるという観点から、区では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けたさまざまな取組みを行ってきました。

仕事と子育てや介護との両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を認定する制度である「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」は、平成22年度には4社を認定しました。また、事業者のワーク・ライフ・バランスの推進を支援するため、希望する企業にコンサルタント派遣を行っていますが、平成22年度には7社を宣言企業として認定し、計37回派遣を行いました。

ワーク・ライフ・バランスを推進するうえで、子育てに関する支援は重要であり、平成21年3月に策定された「新宿区次世代育成支援計画(平成22年度～平成26年度)」の中でもビジョンの一つとして「ワーク・ライフ・バランスが実現するまち」を掲げるなど、積極的に連携を図りながら、各施策を推進しています。

職場における男女共同参画の推進については、働きやすい職場づくりに向けて積極的に事業者や区民に対するセミナーを開催してきました。

<目標1の主な実績>

	20年度	21年度	22年度
ワーク・ライフ・バランス認定企業数	9社	4社	4社
ワーク・ライフ・バランスコンサルタント派遣回数	13回	40回	37回

目標2 人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという観点から、配偶者等からの暴力の防止に向けて、積極的に取り組んできました。

DVに関するパンフレットを作成するとともに、新宿区女性問題に関する相談機関連携会議を開催するなど、相談・連携体制の強化に向けても取り組んできました。

女性及び母子の緊急一時保護については、区内に2か所ある宿泊施設において、速やかに保護を行い、身体の安全確保やその後の自立に向けた積極的な支援を行ってきました。

また、広く生涯を通じた健康づくりが重要であるという観点から、性や健康に関する正しい知識を習得するための講座を開催するとともに、保健センターを中心に、さまざまな相談に対応してきました。

<目標2の主な実績>

	20年度	21年度	22年度
男女共同参画推進センター講座実施回数	26回	32回	29回
男女共同参画推進センター講座参加人数	1,196人	929人	1,146人

目標3 男女共同参画を推進するための啓発・しくみづくり

男女共同参画を推進するためには、すべての区民が男女共同参画に対する正しい認識を持つことが重要であるという観点から、男女共同参画に向けた意識の形成に取り組んできました。

男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」では、男女共同参画に関する幅広い情報を掲載し、広く区民や事業者に情報発信及び啓発に努めてきました。その成果もあり、「区民意識・実態調査」では、区の男女共同参画に関する取組みの中で最も認知度が高いものとなっています。

また、男女共同参画の意識づくりのためには、子どもの頃からの教育が重要であることから、小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」を発行するなど、男女共同参画についての認識を深める教育を推進してきました。

男女共同参画を推進するためのしくみづくりについては、審議会等の女性委員の割合を40%にすることと女性委員のいない審議会等の解消を目標に掲げており、関係各課においてそれぞれ推進を図っています。

また、政策・方針決定過程の場に女性が積極的に参画するため、各種講座を開催するなど、人材育成に努めてきました。

<目標3の主な実績>

	20年	21年	22年	23年
審議会等における女性委員の比率（各年4月1日）	36.6%	34.6%	33.7%	35.7%
女性委員のいない審議会等の数（各年4月1日）	9	11	9	7

目標4 計画推進体制の整備

計画の推進に向けては、その拠点となる男女共同参画推進センターの機能の充実として、従来は休館日であった月曜日の開所や男性相談員による相談を開始し、名称を「悩みごと相談室」に変更することで相談体制の充実を図りました。

また、男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や、計画の実施状況を継続的に点検し、施策の方向性について提言していただくため、区民参加による男女共同参画推進会議を運営しています。

その他にも広く男女共同参画の実現に向けた取組みを行うため、職員研修を行うなど、全職員が男女共同参画の視点に立って業務が行えるよう、取り組んできました。

<目標4の主な実績>

	20年度	21年度	22年度
男女共同参画推進センター悩みごと相談室受付件数	945件	992件	953件

3 男女共同参画の主な課題と方向性

以上の各種調査結果や現状分析により、新宿区における男女共同参画の主な課題と方向性をまとめると以下のようになります。

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組みが求められています

- ・新宿区では、男女共同参画の推進のために、仕事と家事や育児、介護、地域活動などをバランスよく担うことが大切であるという観点から、他の自治体に先駆けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできました。
- ・「区民意識・実態調査」によると、仕事と家庭生活、個人の時間のバランスについて、「理想」と「現実」の差が最も大きいのは「すべてが調和」で、差は42.6ポイント、「仕事を優先」の差は37.2ポイントとなっており、回答者の多くは希望するバランスが実現されていないことがうかがえます。
- ・「区民意識・実態調査」によると、女性が継続して就労するために必要なことは、「安心して預けられる保育園や学童保育などの整備」が44.3%と最も高く、次いで「産休・育児休・介護休暇等が取りやすい職場」が33.6%となっており、子育て支援策との連携が必要であるとともに、事業者に対する啓発が重要となっています。
- ・平成22年度に実施した「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業および従業員の意識・実態調査」（以下「企業および従業員の意識・実態調査」という。）によると、事業所にはワーク・ライフ・バランス支援策の導入状況を、従業員にはその制度の利用意向を聞いたところ、「再雇用制度」（事業所の導入割合は57.7%、従業員の利用意向は男性39.0%、女性40.0%）は事業所、従業員ともやや高くなっています。一方、「フレックスタイム勤務制度」（事業所の導入割合は28.7%、従業員の利用意向は男性49.4%、女性52.5%）、「法定を超える育児休業、介護休業制度」（事業所の導入割合は20.9%、従業員の利用意向は男性34.6%、女性50.0%）のように、従業員の利用意向は高いが、事業所に十分に導入されているとは限らない制度が見られることから、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランス支援策の導入を促す必要があります。

以上のことから、目標1を、

<ともにささえあう>

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

と位置づけます。

● 固定的な性別役割分担意識が根強く残っています

- ・「区民意識・実態調査」によると、男女の地位の平等感については、「学校教育の場」、「地域活動の場」を除いたいずれの分野で、多くの区民が「男性優遇」であると回答しており、特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」は78.5%、「政治の場」は70.4%「社会全体」は67.8%、「職場」は58.2%と不平等感が強くなっており、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みが必要です。
- ・「区民意識・実態調査」によると、「男は外で働き、女は家庭を守る」という固定的な役割分担意識については、賛成41.9%に対し反対は34.5%と賛成が反対を上回っており、高齢者だけでなく、若い世代でもその傾向がみられます。

● 人権の尊重とライフステージに応じた健康づくりが重要です

- ・「区民意識・実態調査」によると、性に関する権利が侵害されていると思うことで、「人権侵害だと思わない」の割合は、すべての選択肢において「人権侵害だと思わない」の割合で男性が女性を上回っています。
- ・「区民意識・実態調査」によると、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを支援するために必要なことは、「子どもの成長と発育に応じた性教育」が61.1%と最も高く、次いで「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が40.9%、「H I Vなどの性感染症についての情報提供・相談体制の充実」が34.7%となっており、子どもの頃からの教育や情報提供、相談体制の充実が求められていることがわかります。

以上のことから、目標2を、

<ともにみとめあう>

目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり

と位置づけます。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは】

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、人間の性と生殖の確立にかかわる包括的な考え方です。リプロダクティブ・ヘルスとは、主に女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることとされ、リプロダクティブ・ライツは、女性が自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重し、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をいいます。

●DVのない社会の実現に向けた取組みを強化する必要があります

- ・「区民意識・実態調査」によると「DVをされた経験がある」の割合は、男性が19.1%、女性が27.0%と女性の方が高くなっており、男性の被害者も少なからずいるが、女性の方が被害者となる傾向が高いと言えます。
- ・「区民意識・実態調査」によると「DVについて相談した経験の有無」について性別で見ると、女性では「相談した」割合が37.0%で男性よりも26.7ポイント高くなっています。一方で男性は「相談しようとは思わなかった」の割合が57.7%と最も高く、おおむね男性は相談をしていない傾向にあるといえます。
- ・「区民意識・実態調査」において「DVについて、自分がされたことがある行為」について「相談しなかった理由」をみると、「相談しようと思わなかった」人では、「相談するほどのことではないと思った」が60.0%と最も高くなっています。「相談したかったが、相談しなかった」人では、「誰に相談してよいのかわからなかった」が56.0%と最も高く、相談先を必要としていることがうかがえます。そのため、DVに対する啓発や相談窓口等の情報提供が重要となります。
- ・平成20年1月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、区市町村における被害者への支援の充実が求められています。

●若いころからのDV対策が重要です

- ・近年、デートDVと言われる若年層の恋人同士などの親密な関係での男女間の暴力も問題になっています。
- ・平成20年度内閣府実施の「男女間における暴力に関する調査」によると、交際相手からの暴力の被害経験について、「あった」と回答した割合が男性で4.3%、女性で13.6%となっています。
- ・配偶者等からの暴力を防止するためには、若いころからDVに対する正しい認識をもつことが重要です。

以上のことから、目標3を、

<ともにおもいやる>

目標3 人権の尊重と配偶者等に対する暴力のない社会の実現【配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】

と位置づけます。

●男女共同参画に対する理解を深めていく必要があります

- ・「区民意識・実態調査」によると、「男女共同参画社会基本法」や「新宿区男女共同参画推進条例」などの言葉を聞いたことがない人の割合はそれぞれ 46.8%、63.8%と認知度が低く、また、新宿区で実施している男女共同参画にかかわる取組み事業の認知度についても、いずれも3割を下回る結果となっており、十分に周知できていない状況がうかがえます。
- ・「区民意識・実態調査」によると、男女共同参画社会を実現するために学校教育の場での力を入れるべきことは、「男女にかかわらず、相手を人として尊重する指導をする」の割合が 75.1%と最も高いから、教育分野の重要性がうかがえます。そのため、男女共同参画の視点を持った教育を継続して行う必要があります。

●女性が活躍するためのしくみづくりが必要です

- ・区の審議会等に占める女性委員の割合は年々比率が上がっており、目標値の 40%に近づいています。しかし、審議会等によっては、女性委員が少ない、またはいない審議会があるため、引き続き性別の偏りをなくしていく必要があります。そのためには、女性があらゆる分野に参画し活躍できるよう、人材育成に努める必要があります。

●地域づくりにおいて男女双方の視点が必要です

- ・「区民意識・実態調査」によると、「地域活動の場で」男女平等になっていると感じている割合は 48.6%と「学校教育の場で」の 69.3%に次いで高くなっています。そのため、引き続き、地域活動への男女双方の参画を促すとともに、方針決定過程への女性の参画を推進する必要があります。

以上のことから、目標4を、

<ともにかがやく>

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

と位置づけます。

●全庁体制で男女共同参画を推進していく必要があります

- ・男女共同参画は、区のすべての施策にその視点が必要であり、全庁体制で進めていくものとなります。そのため、行政内の関連する部署との連携を密にするとともに、各分野での個別計画との整合性を図りながら、それぞれの課題に基づいた取組みを総合的に進めていくことが重要です。

●区民や事業者、NPO、国・都等など幅広い連携が必要です

- ・男女共同参画を推進するためには、行政内部での連携はもちろんのこと、区民や事業者、NPO等と行政とのパートナーシップにより、さらに活動に広がりを持たせていくことも必要となっています。
- ・また、区だけでは対応が困難な課題の解決に向けて、国・都に要望を行っていくとともに、関連する法制度の周知等については、互いに連携しながら区民や事業者に働きかける必要があります。

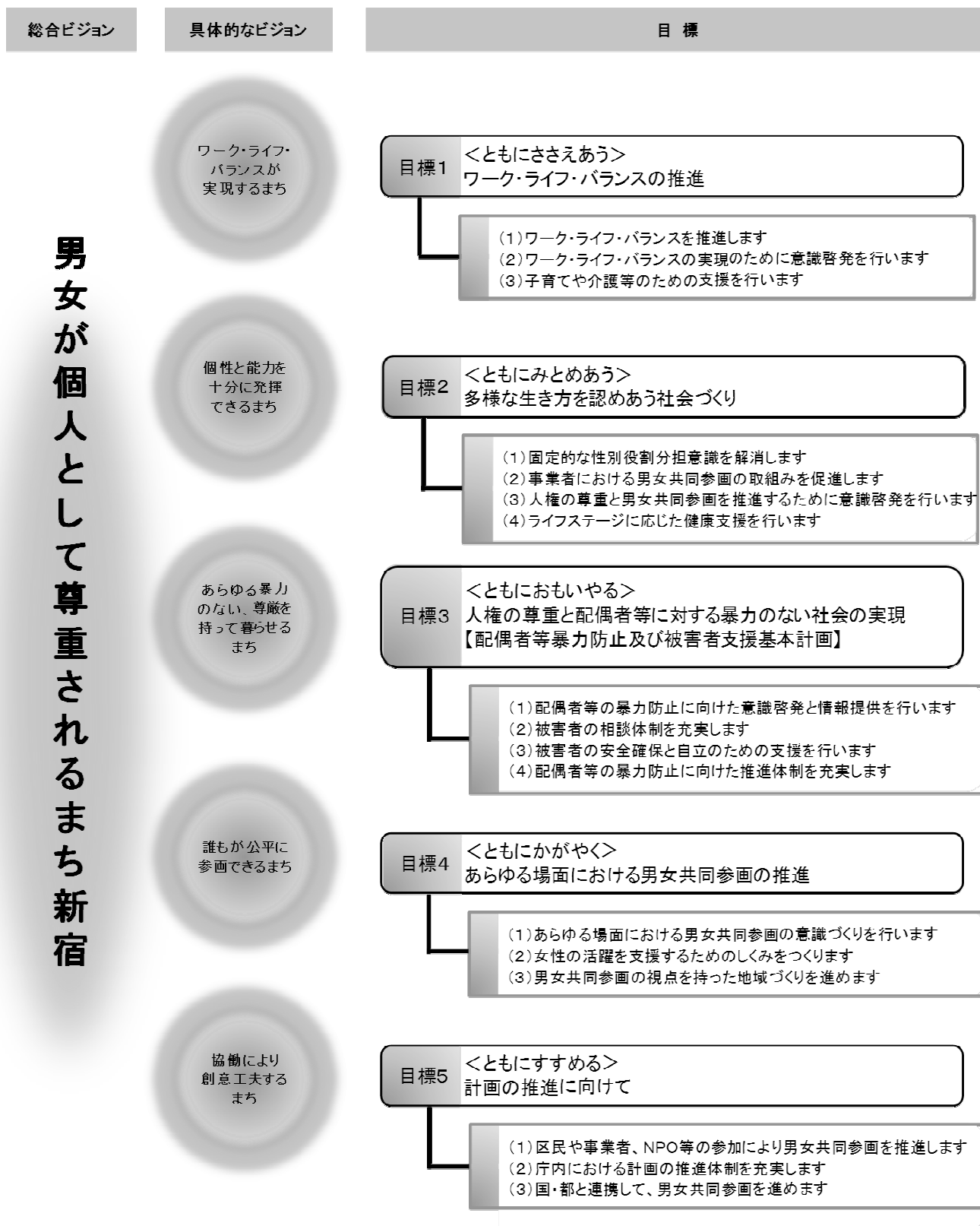
以上のことから、目標5を、

**<ともにすすめる>
目標5 計画の推進に向けて**

と位置づけます。

第3章 計画の体系

(1) 計画の体系図



(2) 事業一覧

<ともにささえあう>

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 事業1 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定
- 事業2 男性の育児・介護サポート企業応援事業
- 事業3 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰
- 事業4 地域活動への参加の促進
- 事業5 区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための職場づくり
- 事業6 働きやすい職場環境・風土づくりへの支援
- 事業7 ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施
- 事業8 ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者の紹介
- 事業9 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- 事業10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備
- 事業11 保育園・幼稚園の子ども園への一元化
- 事業12 子どもの居場所づくりの充実
- 事業13 子どもに関する相談の充実と関係機関のネットワーク化
- 事業14 子ども家庭支援センターの拡充
- 事業15 一時保育など多様な保育サービスの充実
- 事業16 病児・病後児保育の充実
- 事業17 ファミリー・サポート事業の推進
- 事業18 妊婦や出産直後の産婦への支援
- 事業19 子育て中の親に対する学習機会の充実
- 事業20 在宅子育て支援サービスの充実
- 事業21 社会全体で介護を支えるための意識啓発
- 事業22 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進
- 事業23 介護保険サービスの基盤整備

<ともにみとめあう>

目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり

- 事業24 若い世代や男性に向けた意識啓発
- 事業25 多様な学習機会や情報の提供
- 事業26 事業者に対する働き方による不利益を解消するためのしくみづくり
- 事業27 区民・事業者への実態調査の実施と活用
- 事業28 職場環境整備のための情報提供
- 事業29 区民に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・相談の強化
- 事業30 区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止体制の強化
- 事業31 児童虐待やいじめの防止に向けた取り組み
- 事業32 高齢者虐待防止に向けた取り組み
- 事業33 障害者虐待防止に向けた取り組み
- 事業34 広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発
- 事業35 男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮
- 事業36 メディア・リテラシーの普及・育成
- 事業37 性にかかわる相談体制の整備
- 事業38 売買春や性の商品化防止についての意識啓発の推進
- 事業39 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及啓発
- 事業40 不妊に関する情報提供
- 事業41 エイズ・性感染症の予防啓発
- 事業42 健康相談、健康診査、医療情報の提供
- 事業43 女性の健康支援
- 事業44 メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント
- 事業者に対するこころの健康づくりの促進
- 事業45 身近に相談できる環境の整備
- 事業46

＜ともにおもいやる＞

目標3 人権の尊重と配偶者等に対する暴力のない社会の実現 【配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】

- 事業 47 「女性の人権」に関する意識の向上
- 事業 48 配偶者等に対する暴力の防止
- 事業 49 女性への暴力に関する相談体制の整備
- 事業 50 外国人被害者への対応
- 事業 51 女性及び母子緊急一時保護
- 事業 52 民間団体・NPO等との連携
- 事業 53 関係機関とのネットワーク整備
- 事業 54 配偶者暴力相談支援センター設置の検討
- 事業 55 国・東京都への要望と連携の強化

＜ともにかがやく＞

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

- 事業 56 男女共同参画に関する情報提供
- 事業 57 男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催
- 事業 58 相談事業の充実
- 事業 59 男女平等・男女共同参画に関する区民意識調査の実施
- 事業 60 男女共同参画の視点からの教育活動の編成
- 事業 61 適切な進路指導の徹底
- 事業 62 男女平等教育研修の充実
- 事業 63 女性教員の管理職昇任選考の受験勧奨
- 事業 64 保護者への学習機会や情報の提供
- 事業 65 家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供
- 事業 66 女性の視点を取り入れた避難所の整備
- 事業 67 審議会等における女性の積極的な登用
- 事業 68 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発
- 事業 69 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進
- 事業 70 女性の人材育成支援
- 事業 71 女性の就職・再就職支援
- 事業 72 自立に向けた支援の推進
- 事業 73 起業支援の充実
- 事業 74 地域活動への参加の促進
- 事業 75 外国人への支援と交流
- 事業 76 外国人への情報提供
- 事業 77 外国人相談窓口の運営

＜ともすすめる＞

目標5 計画の推進に向けて

- 事業 78 男女共同参画推進会議の運営
- 事業 79 しんじゅく女性団体会議等の運営
- 事業 80 男女共同参画行政推進連絡会議の運営
- 事業 81 男女共同参画の着実な推進
- 事業 82 国・東京都への要望と連携の強化

※ 第4章 計画の内容の見方

●新宿区第二次男女共同参画推進計画の内容を、施策体系別に記載しています。

■取組みの方向
・事業全体の取組みの方向性を示しています。

取組みの方向

① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進

企業等において、ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透し、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、特に区内の中小企業に対し、その定着に向けて働きかけと支援を行います。

■29年度目標
・第二次計画の最終年度である29年度末の目標を示しています。
・29年度末以外の時点での目標を記した場合は、その旨を記載しています。

■現況
・指標の現況を示しています。
・新規事業のため、現況がない場合は、「-」で示しています。

■主な指標
・事業の達成状況を図る対象を示しています。

■事業番号 事業名

事業番号	事業名	23年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標
事業1	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	38社	78社	各年度10社
内容		担当課		
・仕事と子育てや介護との両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定します。 ★ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定には至らないが、取組み予定がある、または取組みたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」と、希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための支援を行います。		男女共同参画課		

■実施計画事業
・新宿区第二次実行計画事業については、★を付しています。

■内容
・事業の具体的な実施内容について、示しています。

■年度別目標
・年度ごとの目標を記載しています。

■担当課
・平成24年度時点の事業を実施する担当課を示しています。

※年号については、特に記載のないものは、「平成」で表示しています。
(例：「24年度」は平成24(2012)年度のことです。)

第4章 計画の内容

<ともにささえあう>

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスを推進します

基本方針

区では、平成19年10月から「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」を開始するなど、他の自治体に先駆けてワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組んできました。

「第二次男女共同参画推進計画」においても、区は、ワーク・ライフ・バランスの視点に立ち、仕事と生活が調和した職場づくりや従業員が仕事と生活の調和の取れた生活ができることを目指し、事業者に対する啓発・支援を継続して進めるとともに、すべての人々がワーク・ライフ・バランスを可能にする働き方や自分らしい生き方を実現するための環境づくりに努めます。

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは】

「仕事」と、「生活」（子育て、介護、地域活動、自己啓発、趣味の時間など）の調和の取れた状態をいいます。

また、平成19年12月18日に、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において策定された、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会づくりにおいて、以下の3つの条件が必要とされています。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

このような社会を実現するためには、国民一人ひとりが、自分の働き方や生活、男女の役割分担意識の見直しを行うとともに、それぞれの企業が労働者と話し合い、実情に合った効果的な取組みを主体的に行っていくことが大切です。そして、国や地方自治体の、企業や国民への積極的な働きかけや支援が必要です。

現状と課題

- 男女がともに多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活がともに充実していることが必要です。
- 平成 22 年度に実施した「区民意識・実態調査」によると、仕事と家庭生活、個人の時間のバランスでは、「すべてが調和」している生活を希望する割合が 58.2%と最も高いものの、現実には「すべてが調和」している生活を送っている割合は 15.6%と、実際には希望するバランスが実現されていない現状がうかがえます。
- 平成 22 年度に実施した「企業および従業員の意識・実態調査」によると、事業所におけるワーク・ライフ・バランス支援策で導入されている割合が最も高いものは「再雇用制度」で 57.7%となっていますが、従業員の利用意向は男性で 39.0%、女性で 40.0%となっています。一方で、従業員の利用意向の高い「フレックスタイム勤務制度」（男性 49.4%、女性 52.5%）や「法定を超える育児休業、介護休業制度」（男性 34.6%、女性 50.0%）の導入状況は、「フレックスタイム勤務制度」が 28.7%、「法定を超える育児休業、介護休業制度」が 20.9%となっており、従業員の利用意向の高い制度が必ずしも導入されているとは限らないことがわかりました。
- ワーク・ライフ・バランスに関する労働法制上の整備は進みつつありますが、まだ多くの企業においては、その取組みが十分ではないのが現状です。企業経営の視点においては、子育て世代のみならず、さまざまなニーズを持つ他の世代の人々を含めた、従業員一人ひとりが働きやすい環境をつくることによって、優秀な人材を確保するだけでなく、従業員の定着率も高まるなど経営戦略としてのメリットもあることから、企業の側においても考え方の転換が必要です。
- 区は、ワーク・ライフ・バランスを実現することで、区内で活躍するあらゆる人々がゆとりや生きがいがある豊かな生活を送ることができるよう、企業のみならず、区民や職員に対するワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。
- 特に中小企業においては、ワーク・ライフ・バランスの定着に向けて、企業の実情に合わせたさまざまな支援を行う必要があります。

【フレックスタイム勤務制度とは】

1 か月以内で一定期間（清算期間）の総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者がその期間内で勤務する日の始業及び終業の時刻を自主的に選択して働ける制度です。子どもを保育園に預けてから出勤したい場合等に、有効な制度といわれています。

取組みの方向

① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進

企業等において、ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透し、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、特に区内の中小企業に対し、その定着に向けて働きかけと支援を行います。

事業1 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定				
主な指標	①ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数 ②企業へのコンサルタント派遣回数	23年度末の現況(予定)	27年度目標※	年度別目標
				①38社 ②年60回
内容				担当課
<p>★仕事と子育てや介護との両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定します。</p> <p>★ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定には至らないが、取組み予定がある、または取り組むたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」とし、希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための支援を行います。</p>				男女共同参画課
事業2 男性の育児・介護サポート企業応援事業				
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> 区内中小業者において、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている事業者サポート企業として認定登録し、要件を満たした場合は奨励金を支給します。 次世代認定マーク（愛称：くるみん）取得を目指す中小事業者に対する支援を検討します。 				男女共同参画課
事業3 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰				
主な指標	ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰社数	23年度末の現況(予定)	27年度目標※	年度別目標
		延べ6社	延べ30社	各年度4社
内容				担当課
<p>★ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の申請企業の中から、優れた取組みを行っている企業を表彰します。</p>				男女共同参画課

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

【次世代認定マークとは】



次世代認定マーク
(愛称:くるみん)

子育て支援などへ積極的に取り組む企業が取得できる認定証のことで、厚生労働省が定める基準を満たした企業や団体などが認定されます。取得後はこのマークを企業の広告や商品、会社案内等につけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。

② 区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進

区民や区内で働く人たちが、仕事と生活の調和のとれた生活を実践し、地域活動等に積極的に参加できるよう、働きかけていきます。

事業4 地域活動への参加の促進				
主な指標	ワーク・ライフ・バランス認定制度推進企業認定社数 (地域活動支援部門)	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
				11社
内容			担当課	
・地域の様々な世代の人に対し、町会・自治会活動について周知し、地域活動への参加を促進します。			生涯学習 コミュニティ課	
★事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進し、従業員の地域活動への参加を促進するよう働きかけます。			男女共同参画課	

③ 区職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進

職員・職場の意識改革を図り、仕事の進め方を見直すとともに、仕事と子育て等との両立を図る制度の有効活用を促し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めていきます。特に、男性職員が主体的に子育てを担い推進することで、仕事や家庭における他者への想像力を広げることにより、区民サービスのさらなる向上を目指します。

事業5 区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための職場づくり				
主な指標	育児休業・部分休業の取得率 ※特定事業主行動計画に基づき目標年度は26年度とする。	22年度末の現況	26年度目標	年度別目標
				男性職員 5.3% 女性職員 100%
内容			担当課	
・特定事業主行動計画（平成22年度から平成26年度まで）について職員に周知し、仕事と子育てを両立できる職場づくりを推進します。			人材育成等担当課	
・仕事と仕事以外の生活の両立ができるよう、時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底を図ります。 ・男女とも、育児休業や介護休業などが取得しやすい職場づくりを進めます。			各課	

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現のために意識啓発を行います

基本方針

ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、ワーク・ライフ・バランス憲章で示される、仕事と生活の調和が実現された社会づくりが必要です。また、ワーク・ライフ・バランスの推進には、個人の取組みだけではなく、企業等の取組みも不可欠です。

区は、さらなるワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、ワーク・ライフ・バランスの必要性やその効果について、積極的に意識啓発や情報提供を行います。

現状と課題

- 「企業および従業員の意識・実態調査」によると、1週間実労働時間のうち、長時間労働といわれる「60時間以上」は、「正社員男性」が10.0%、「正社員女性」が3.8%となっており、特に25歳から44歳の子育て世代の男性で長時間労働をしている傾向にあり、「25～34歳」で11.9%、「35～44歳」で10.7%となっています。
- これからは、男女がともに仕事と育児、介護や地域活動等を担うことで、仕事と生活のバランスがとれたライフスタイルに転換し、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組み方について、講座の開催や情報誌の発行などにより、情報提供と啓発を行う必要があります。
- ライフスタイルに応じた多様な働き方を実現するためには、事業者において公正な処遇が図られる必要があります。
- 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを、経営戦略として積極的に推進している事業者もあります。そのようなワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者を先進的な事例として紹介し、働きやすい職場環境づくりの参考にしていくことが重要です。

【経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス】

ワーク・ライフ・バランスを進めた結果、長時間労働の削減、優秀な人材の定着率向上、経営パフォーマンスの向上などのメリットがあるといわれています。このことから、ワーク・ライフ・バランスを経営戦略として意欲的に取り組む事業者も少なくありません。

取組みの方向

① 働きやすい職場づくりに向けた意識啓発

仕事も生活も充実させることは、個人の生活を豊かにするとともに、事業者にとっては優秀な人材の確保や生産性の向上につながります。区民や事業者に対し、過度な長時間労働の改善や画一的ではない柔軟な働き方ができるよう、啓発を推進していきます。

事業6 働きやすい職場環境・風土づくりへの支援				
主な指標	ワーク・ライフ・バランス 認定制度推進企業認定社数 (働きやすい職場づくり部門)	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
				38社
内容			担当課	
★事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女とも働きやすい職場環境・風土づくりの支援をします。			男女共同参画課	
事業7 ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施				
主な指標	ワーク・ライフ・バランス セミナー実施回数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
				年3回
内容			担当課	
★ワーク・ライフ・バランスを推進するため、セミナーや講座を実施します。 (再掲…事業番号26)			男女共同参画課	

② ワーク・ライフ・バランス推進事例の紹介

ワーク・ライフ・バランスを支援するために事業者が行っている、育児・介護休業制度や短時間勤務制度をはじめとした制度の整備状況や利用状況を把握し、ワーク・ライフ・バランスに意欲的に取り組む事業者を先進的な事例として紹介するなど、情報提供を積極的に行います。

事業8 ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者の紹介	
内容	担当課
★男女平等の職場づくりや、両立支援に積極的に取り組んでいる企業や企業が取り組んでいる事例を、情報誌等で紹介します。	男女共同参画課
★ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定を受けた企業に対し、情報交換の場の提供や情報誌やホームページでの紹介などフォローアップを行います。	

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

③ 区民への啓発や働きかけ

ワーク・ライフ・バランスを実践するためには、当事者のみならず、家族や職場など、周囲の人たちが意識を変えていくことが重要であることから、ワーク・ライフ・バランスの考え方について、講座の開催や情報誌の発行などにより、情報提供と啓発を行います。

事業9 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発				
主 な 指 標	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	22年度の現況	29年度目標	年度別目標
		22年度区政モニターアンケート結果		
		41.3%	80%	対前年度増
内容			担当課	
★情報誌等により、区民や事業者等に対して育児・介護休業制度や関連した情報提供等を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。			男女共同参画課	

(3) 子育てや介護等のための支援を行います

基本方針

子育てや介護をしやすい社会を実現するためには、社会全体で子育てや介護を支援する仕組みづくりと、働き方の見直しによる仕事と生活の調和が必要です。家庭、事業主、労働者、地域住民への働きかけを行い、すべての人がワーク・ライフ・バランスを享受することにより、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

現状と課題

- ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活に参加していくことが重要です。また、女性の社会参加を進めていくためには、子育てや介護等に対する支援、地域において利用可能な施設やサービスに関する情報提供や相談体制の充実などが必要です。
- 「企業および従業員の意識・実態調査」によると、育児休業取得率は、「女性」91.10%、「男性」1.84%で、男女ともに全国の取得率「女性」83.7%、「男性」1.38%（厚生労働省「平成22年度雇用均等基本調査」）を上回っていますが、依然として男性の育児休業取得率は女性の育児休業取得率を大きく下回っています。また、「区民意識・実態調査」での女性の働き方については、就労継続を望ましいと思う割合が35.0%、再就職を望ましいと思う割合が35.5%と高く、そのためには「安心して預けられる保育園や学童保育などの整備」が44.3%と最も多くなっており、重要な取組みとなっています。
- 「企業および従業員の意識・実態調査」においても、企業がワーク・ライフ・バランスを推進するために行政に期待することとして、「保育園、学童保育、介護施設などの充実」が50.1%と最も多いなど、企業においてもこの分野に対する期待は大きくなっています。
- 区では、「新宿区次世代育成支援計画」に基づき、多様なニーズに対応した保育サービスなど、さまざまな子育て支援を行っています。また、介護については、介護保険サービスの充実をはじめ、地域と連携しながら支え合いを進めています。今後も引き続き、これらの取組みを充実させるとともに、男女が協力して家事、育児、介護等を担うことができるよう支援していく必要があります。

取組みの方向

① 子育てを行う家庭に対する支援

誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様な働き方や子育てニーズなどに対応したきめこまやかな保育サービスを充実し、地域全体で子育て支援に取り組めます。

事業 10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備				
主 な 指 標	私立認可保育園定員	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
		1,432人	1,673人	241人増
主 な 指 標	認証保育所定員	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
		820人	1,300人	480人増
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> ★私立認可保育園を整備します。 ★認証保育所を拡充します。 				保育課
事業 11 保育園・幼稚園の子ども園への一元化				
主 な 指 標	子ども園の設置数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
		4園	25園	24年度1園 25年度6園 26年度9園 27年度5園
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> ★保護者の就労の有無に関わらず、0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達に応じた保育・教育を一体的に行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。 ・子ども園を、多様なスタイル、民間の活用など多様な手法により整備することで、保育・教育環境のさらなる充実を図るとともに、保育園入所待機児童の解消や保護者のニーズに即した保育サービスの提供を目指します。 				子ども園推進担当課

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

事業12 子どもの居場所づくりの充実

主な指標	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
	延長利用できる学童クラブ数	16所	26所
内容			担当課
<p>★学童クラブ利用の需要の増加に対応するため、学校施設等の活用により、新たな学童クラブを開設します。また、延長利用できる学童クラブを増やします。</p> <p>・学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施します。</p>			子ども総合センター

事業13 子ども・若者に関する相談の充実と関係機関のネットワーク化

主な指標	22年度末の現況	29年度目標	年度別目標
	独身期（40歳未満の独身者）の区民が、生活における心配事がないと考える割合	39.6%	45%
主な指標	22年度末の現況	29年度目標	年度別目標
	親と子の相談室の利用者数	実数37人 延数52人	実数40人 延数60人
内容			担当課
<p>★福祉・保健・教育・就労部門の関係機関のネットワークとしての「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を活用して、課題を抱える子どもと家庭、そして新たに若者に対する見守り・相談体制を強化します。</p> <p>・保健センターにおいて、育児不安やストレスを抱える保護者に対し、専門家や専門医等による相談を実施します（親と子の相談室）。また、相談に託児の制度を設けることで、相談しやすい環境を整備します。</p>			子ども家庭課 各保健センター

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

事業 14 子ども家庭支援センターの拡充

主な指標	子ども総合センター・子ども家庭支援センターの設置数	23年度末の現況(予定)	27年度目標※	年度別目標
		4所	5所	26年度 1所
内容		担当課		
★子どもと家庭のさまざまなニーズにきめ細かく対応していくため、子ども家庭支援センターと児童館の機能を併せもった「子ども家庭支援センター」として計画的に配置し、要保護児童の見守り体制の強化を図ります。		子ども総合センター		

事業 15 一時保育など多様な保育サービスの充実

主な指標	【保育課】 専用室型一時保育の実施箇所数	23年度末の現況(予定)	27年度目標※	年度別目標
		9所	18所	24年度 1所 25年度 3所 26年度 1所 27年度 4所
主な指標	【子ども総合センター】 ひろば型一時保育の実施箇所数	23年度末の現況(予定)	27年度目標※	年度別目標
		3所	4所	25年度 1所
内容		担当課		
★一時保育（空き利用型・専用室型・ひろば型）の充実を図ります。		保育課 子ども園推進担当課 子ども総合センター		
<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育の充実を図ります。 ・産休明け保育の充実を図ります。 ・障害児保育の充実を図ります。 ・休日保育の充実を図ります。 ・産休・育休明け入園予約事業の充実を図ります。 		保育課 子ども園推進担当課		

※新宿区第二次実行計画（平成 24 年度～27 年度）において定めた指標については、27 年度目標として掲載しています。

事業 16 病児・病後児保育の充実				
主 な 指 標	病児・病後児保育室数 病後児保育室数	23 年度末の現況 (予定)	29 年度目標	年度別目標
				5 所
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設に通っている子どもを対象に、病気または病気回復期のため、保育施設へ通うことができない期間、一時的に専用室で保育・看護する病児・病後児保育を実施します。 			保育課	
事業 17 ファミリー・サポート事業の推進				
主 な 指 標	病児・病後児預かり会員数	22 年度末の現況	29 年度目標	年度別目標
		0 人 (病児・病後児預かりは 23 年度新規)	病児・病後児預かり 利用会員数：600 人 提供会員数：90 人 両方会員数：10 人	<ul style="list-style-type: none"> ・利用会員数 対前年度 20%増 ・提供会員、両方会員数 対前年度 10%増
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての援助を必要とする方（利用会員）と 子育ての援助を行いたい方（提供会員）、両方の援助を行いたい方（両方会員）として「登録」し、それぞれの希望に合わせてファミリー・サポート・センターが調整し、利用・提供の拡充を図ります。より利用しやすくするために、臨時の登録窓口を開設するほか、窓口に来られない方への訪問相談を充実させます。 ・病気時及び病気の回復期にある子どもを会員相互で預かる事により、安心して育児をしながら働き続けることができる環境をつくれます。 			子ども家庭課	
事業 18 妊婦や出産直後の産婦への支援				
主 な 指 標	はじめまして赤ちゃん 応援事業の妊婦参加者数	23 年度末の現況 (予定)	29 年度目標	年度別目標
				年 125 人
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦と出産直後の産婦を対象に、母親の育児不安を軽減し、健やかな親子関係の基盤を築けるよう支援するため、グループワークや個別相談等の育児体験教室を実施します。 			各保健センター	

事業 19 子育て中の親に対する学習機会の充実

主な指標	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
	①家庭教育学級・講座の実施回数 ②入学前プログラムの実施回数 ③保護者会等での家庭教育事業の実施回数	①家庭教育学級 29回、 講座 26回 ②入学前プログラム 58回 ③保護者会等 20回	①家庭教育学級 29回、 講座 26回 ②入学前プログラム 58回 ③保護者会等 20回
内容			担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育等において、子どもを育てる時期にある親に対する学習の機会を充実します。 ・さまざまな機会を捉えて、保護者を対象とした家庭教育の充実・支援を行います。 			教育支援課

事業 20 在宅子育て支援サービスの充実

主な指標	22年度末の現況	29年度目標	年度別目標
	【子ども家庭課】 落合三世代交流サロンの 利用者数	年間利用者数 14,362人	年間利用者数 17,000人
主な指標	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
	【子ども総合センター】 乳幼児親子ひろば実施数	7所	8所
内容			担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で、さまざまな年代の人が子育てにかかわり、子育てしやすい豊かな地域社会を推進するため、三世代交流のできる場の提供やしきづくりを進めます。 ・子ども家庭支援センターを中心に、子育てひろば事業を実施している関係機関の、より一層の連携の強化を図るとともに、利用しやすいひろばづくりを進めます。 			子ども家庭課 子ども総合センター

② 介護を行う家庭に対する支援

介護を行う家族に対して、固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と介護を両立できるよ
う、環境整備や制度活用、理解の促進を図り、地域全体で介護支援に取り組みます。

事業 21 社会全体で介護を支えるための意識啓発				
内容		担当課		
★講座や情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。(再掲…事業番号 34) ・関連する図書等の充実を図り、貸出しを行います。		男女共同参画課		
事業 22 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進				
内容		担当課		
★ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と介護等との両立を推進するための啓発セミナーを行います。 ・介護支援のための取組みが進んでいる企業の事例を、情報誌等で紹介します。		男女共同参画課		
事業 23 介護保険サービスの基盤整備				
主 な 指 標	①小規模多機能型居宅介護事業者の登録定員	23年度末の現況(予定)	27年度目標※	年度別目標
	②認知症高齢者グループホームの定員数	①3所 74人 ②7所 117人	①9所 224人 ②11所 189人	対前年度増
	③単独型ショートステイの定員数	③0所	③2所 47人	
	内容		担当課	
★介護者の介護負担を軽減し、住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、単独型ショートステイの整備を進めます。 ★在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、特別養護老人ホームの整備を進めます。		介護保険課		

【仕事と介護の両立】

仕事と介護の両立は、現在、イクメンに代表される仕事と育児の両立ほど注目されていません。しかし、内閣府「平成23年版 高齢社会白書」によれば、「家族の介護・看護のために離職・転職する人が増えている」、「今後、高齢化率は上昇を続ける」と分析しています。

そのため、介護と仕事の両立に向けて、個人の意識、働きやすい職場づくりに向けた事業者の取組み、介護に関する社会資源の整備などにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組むことが必要です。

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

<ともにみとめあう>

目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり

(1) 固定的な性別役割分担意識を解消します

基本方針

男女が家庭や地域、職場など、さまざまな場面において等しく参画できるよう、区民や事業者に向けて、男女共同参画意識の啓発を図るとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れた学習機会を提供するなど、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組みを推進します。

現状と課題

- 新宿区男女共同参画推進条例の前文では、「男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現することは、区民の共通の願いである。」としています。しかしながら、区民一人ひとりが性別を超えて個性や能力を発揮するためには、まだ解決しなければならない課題が多く残されています。
- 「区民意識・実態調査」によると、男女の地位の平等感については、「学校教育の場」と「地域活動の場」を除いたいずれの分野でも、多くの区民が「男性優遇」と感じており、とくに「職場で」が58.2%、「政治の場で」が70.4%、「社会通念・慣習・しきたりなどで」が78.5%、「社会全体として」が67.8%と、不平等感が強くなっています。しかし、平成19年調査結果と比較すると、「平等」との回答は、すべての項目で増加しており、区民の意識が少しずつですが、変化していることがうかがえます。
- 「区民意識・実態調査」によると「夫（男性）は外で働き、妻（女性）は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識については、「賛成」の41.9%が「反対」の34.5%を上回っています。特に、25歳から29歳の若い世代で、「賛成」が37.6%、「反対」が36.2%とわずかながら賛成のポイントが高くなっていることは、平成19年調査結果と比較すると大きく変わった点です。平成19年度調査では、18歳から29歳の世代で、女性は「賛成」が20.3%、「反対」が49.2%、男性は「賛成」が31.8%、「反対」が54.5%といずれも「反対」のポイントが高くなっていました。意識が変化した背景には、現代の生きづらい社会構造が影響し、このような意識を生み出していると思われます。
- 「男は外で働き、女は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画のみならず、男性の生活的な自立をも妨げてきました。長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、すぐに払しょくできるものではありません。しかし、男女が家庭や地域社会、職場において等しく参画できるよう、若い世代や男性を中心に男女平等意識を醸成していく必要があります。

【固定的な性別役割分担意識とは】

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

取組みの方向

① 若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発

若い世代や男性が男女共同参画社会の必要についての認識を深めることができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行います。

事業 24 若い世代や男性に向けた意識啓発				
主な指標	23年度末の現況(予定)		27年度目標※	年度別目標
	①若者応援講座開催回数		①年3回	①各年度3回
	②男性対象講座開催回数		②年3回	②各年度3回
内容			担当課	
★若い世代や男性に対して、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識が身につくよう、学習の機会や情報提供を行い、継続的な意識啓発を行います。			男女共同参画課	

② 固定的な性別役割分担の解消に向けた意識の啓発

男女が共に個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、地域において、男女共同参画の視点を取り入れた多様な学習機会や情報を提供します。

事業 25 多様な学習機会や情報の提供	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ★男性や働く人も参加しやすいよう、講座の時間帯や開催場所、学習テーマや学習方法などを一層工夫します。 ★大人はもちろん子どもたちに対しても、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識が身につくよう、学習の機会や情報提供を行い、継続的な意識啓発を行います。 	男女共同参画課
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育・子育てへの男性保護者等の参加を促進する機会となるよう、家庭教育事業の土・日曜日の実施やテーマ設定を行う。 	教育支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。 ・指導者を希望する区民を、生涯学習指導者・支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。 ・レガスマつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していくきっかけづくりにします。 ・財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。 ・職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業を地域活動デビュー講座として実施し、男女ともに活動に参加していくきっかけづくりにします。 	生涯学習 コミュニティ課
(再掲…事業番号 65)	

※新宿区第二次実行計画（平成 24 年度～27 年度）において定めた指標については、27 年度目標として掲載しています。

(2) 事業者における男女共同参画の取組みを促進します

基本方針

職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を生かせる職場づくりを促進するため、事業者に対する支援や、区民、区職員に対する意識啓発を行います。

現状と課題

- 職場において、女性も男性も、能力を十分に発揮する機会や待遇が確保されることは、男女共同参画社会の実現のために、重要です。区では、事業者に対して男女共同参画の啓発を行うことを目的としたアンケート調査や、事業者向けのセミナーを開催するなど、職場における男女共同参画の推進に向けた取組みを行ってきました。
- 「企業および従業員の意識・実態調査」によると、男女が共に働きやすい職場環境・風土づくりについて、平成 19 年調査結果と平成 22 年調査結果を比較すると、全体的に回答の割合が下がっています。例えば「男性も女性も同じようにキャリア・アップや研修の機会がある」は 59.9%から 30.1%へ 29.8 ポイント下がり、「女性が結婚後・出産後も働き続けることを推奨している」は 43.8%から 32.6%へ 11.2 ポイント下がり、「昇任・昇格にあたっては、性別にかかわらず成果や能力で評価している」は設問中一番回答率が高いものの、64.6%から 63.9%へ 0.7 ポイント割合が下がっています。
- 柔軟な働き方をするための法制度の認知度については、「知っている」と回答した割合が、「男性も育児休業・介護休業を取得できること」で事業者が 91.3%、従業員男性が 80.6%、従業員女性が 90.1%とともに高くなっていますが、「出産に関して、パートタイム労働者も含む労働基準法が適用されるすべての女性労働者に、産前 6 週間、産後 8 週間（原則）の休業が認められていること」の割合は、事業者が 92.5%に対して、従業員男性は 64.9%、従業員女性は 75.1%、「常時介護を要する家族がいる場合は通算 93 日まで介護休業を取得できること」で割合は、事業者が 69.6%であるのに対して、従業員男性は 28.4%、従業員女性は 36.4%と、事業者は認知していても、制度を利用する側の従業員の認知度が低くなっていることがわかります。
- だれもが安心して働くことができる職場環境づくりのためには、事業者に対し、引き続き男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの各種法制度の内容等について情報提供を図るとともに、従業員に対して、職場のセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を行うなど、男女が共に働きやすい環境の整備を促進することが必要です。

【職場のセクシュアル・ハラスメントとは】

一般的には「相手方の意に反する性的な言動」のことをいいます。平成19年4月から改正男女雇用機会均等法が施行され、男性労働者に対するセクシュアル・ハラスメントも対象となったほか、事業主にセクシュアル・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられました。

なお、区では「新宿区男女共同参画推進条例」において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならないと規定しています。

取組みの方向

① 働く場における男女の均等待遇の促進

区内の事業者が男女共同参画に関する積極的な取組みを促進するよう、啓発活動を行うとともに、今後の施策に反映させるため、区民や区内事業者の男女共同参画に対する意識や関連する取組みの実態等を把握します。

事業 26 事業者に対する働き方による不利益を解消するためのしくみづくり				
主 な 指 標	ワーク・ライフ・バランス セミナー開催回数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
				年3回
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ★事業者に対するセミナーの開催や関係機関の情報提供を行います。(再掲…事業番号7) ★事業者が取り組んでいるポジティブ・アクションの事例を情報誌やホームページで紹介します。 ・悩みごと相談の充実や関係機関との連携を図ります。 			男女共同参画課	
事業 27 区民・事業者への実態調査の実施と活用				
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・区民を対象に、労働や生活状況等について、男女平等・男女共同参画に関する意識・実態調査を行い、施策に反映します。(再掲…事業番号59) ・企業や従業員に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女の雇用機会均等を推進するための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する意識・実態調査を行います。 			男女共同参画課	

② 安心して働くことができる環境の整備

各事業者が男女共同参画社会の重要性について理解を深め、主体的・継続的に取り組み、より効果的な情報提供を行うとともに、労働に対する相談機能の充実を図ります。

また、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、継続的に意識啓発を行います。

事業 28 職場環境整備のための情報提供	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ★情報誌を通して、雇用機会均等法やパートタイム労働法など、関連する法制度の内容等について情報提供を行います。 ★働きやすい職場環境の整備に向け、関連する法制度の説明会やセミナーを開催します。 ★事業者が取り組んでいる積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の事例を広報誌やホームページで紹介します。 	男女共同参画課

※新宿区第二次実行計画(平成24年度~27年度)において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

事業 29 区民に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・相談の強化

内容	担当課
★国・都等の労働に関する各種情報紙等を配布し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための普及・啓発を図ります。	消費者支援等担当課
★相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。 ★情報誌や広報紙等により、セクシュアル・ハラスメントに対する意識啓発を行います。 ・貸出し用啓発資料を整備し、区民・事業者への周知用として活用します。	男女共同参画課

事業 30 区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止体制の強化

主な指標	23年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標
	①セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数 ②サービス事故防止研修の実施	①0件 ②すべての区立学校で実施	①0件 ②すべての区立学校で実施
内容		担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメント相談員による、迅速で的確な相談を行います。 ・セクシュアル・ハラスメント相談員のスキルアップを図ります。 ・職員に対し、セクシュアル・ハラスメント規定等の周知徹底を図るとともに、防止のための研修を実施します。 		人材育成等担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校において、セクシュアル・ハラスメント防止を含めたサービス事故防止研修を実施します。 		教育指導課	

(3) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います

基本方針

男女共同参画の視点から、人権を尊重し、子ども等への虐待やメディアにおける性差別、性の商品化の防止に向けた意識啓発を行います。

現状と課題

- 男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認め合い、個人としての人格が尊重されることは、個性と能力を発揮してこころ豊かに生きる社会をつくるための基本となります。
- 依然として、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為のみならず、虐待、メディアにおける性差別や性の商品化などが社会問題化され、必ずしもすべての人の人権が尊重されているとはいえない状況が続いています。
- 「区民意識・実態調査」によると、性に関する権利が侵害されていると思うことにおいて、女性はすべての選択肢で“深刻な人権侵害だと思う”の割合が男性を上回っており、男女で意識に差があることがわかります。特に、「性風俗営業」（男性 28.1%、女性 53.5%）や「女性や児童を性の対象としたゲームやビデオ・DVD」（男性 61.3%、女性 80.4%）、「ヌード写真や身体の一部を性的に強調した広告・雑誌など」（男性 38.5%、女性 56.9%）では、男女の意識の差が大きくなっています。
- 近年、養育者が抱える育児不安が膨らむ社会背景において、家庭で適切な養育が受けられない子どもや、子どもの命まで脅かされる事例が増えており、子どもへの虐待の早期発見・早期対応に向けて取り組んでいく必要があります。また、高齢者や障害者が、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できることが重要です。
- 子育てや介護についても、主に女性が担っているという現状があり、一人で子育て、介護を担うことで精神的に追い詰められ、虐待に至ってしまうというケースも少なくありません。今後は、性別による固定的な役割分担意識を解消し、家族がそれぞれの役割を担うとともに、地域で子育てや介護を支え合う環境をつくることで、虐待防止に努める必要があります。
- インターネットや携帯電話などの普及に伴い、区民の考え方に影響を及ぼすメディアの活用については、行政自らが男女共同参画の視点に配慮して情報を発信するとともに、区民がメディアによってもたらされる情報を的確に理解し、自ら主体的に判断できる能力を身につけることができるように支援していく必要があります。
- 女性の人権を著しく侵害する売買春や人身取引についても、その防止に向けて取り組んでいく必要があります。

取組みの方向

① 虐待等の防止に向けた取組み

人権や男女共同参画の視点から、子どもや高齢者に対する虐待等の防止に向けて、意識啓発や相談窓口に関する情報提供を行います。

事業 31 児童虐待やいじめの防止に向けた取組み				
主 な 指 標	子ども総合センター・子ども 家庭支援センターの設置数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
				4所
主 な 指 標	①子ども家庭支援センターに おける子育て支援や児童 虐待の講座の開催回数 ②人権教育研修会の参加率	22年度現況	29年度目標	年度別目標
		①188回 ②97.5%	①244回 ②100%	①29年度までに 22年度比30%増
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止に向け、子育て支援の情報提供や講座などを積極的に行います。 				子ども総合センター
<ul style="list-style-type: none"> 人権教育を推進します。 各教科及び道徳・特別活動等において、男女平等の考えについてより一層指導します。 人権尊重の精神に根ざした教育を進めるために、教職員に対し、人権教育研修を実施します。(再掲…事業番号62) 				教育指導課
事業 32 高齢者虐待防止に向けた取組み				
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待を防止するためのパンフレットを作成し、配布します。 介護者や施設従事者等による虐待に対応するためのマニュアルを見直します。 高齢者総合相談センターを通報・相談窓口とした体制整備を行います。 高齢者総合相談センターを中心に関係機関が連携するための仕組みをつくりまします。 介護者に対する支援を行います。 緊急保護が必要なケースについては、老人福祉法に基づく措置を実施する等、一時的に保護できる場所を確保します。 高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を通じて、関係機関の連携体制を強化します。 				高齢者サービス課

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

事業 33 障害者虐待防止に向けた取組み

内容	担当課
平成 24 年 10 月に施行する「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を見据え、障害者虐待の通報窓口や相談等の体制整備について検討します。	障害者福祉課

② メディアにおける性差別の防止

区の広報や刊行物等において、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現や、性別による固定的な役割分担意識の解消に努めるよう啓発します。

また、区民がメディア（媒体）などの情報を自らの確に読み解く力を伸ばすとともに、主体的に判断し、情報を活用できる能力を育成するための支援を行います。

事業 34 広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発				
主 な 指 標	性別役割分担に反対する割合	22年度の現況	29年度目標	年度別目標
		22年度区政モニターアンケート結果	70%	対前年度増
内容		担当課		
★講座や情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。（再掲…事業番号 21）		男女共同参画課		
事業 35 男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮				
内容		担当課		
・区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。		各課		
事業 36 メディア・リテラシーの普及・育成				
主 な 指 標	情報モラルに関する研修等への参加	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
		年 80 人	年 100 人	年 100 人
内容		担当課		
★講座、講演会等により、メディア・リテラシーの概念の普及啓発・育成を図ります。		男女共同参画課		
・コンピュータ利用を推進する中で、メディア・リテラシーを含めた情報教育の充実を図ります。		教育支援課		

【メディア・リテラシーとは】

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなし、主体的に読み解き活用する能力です。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことです。

③ 性の商品化の防止

性にかかわる相談支援体制の整備を行うとともに、性に対する正しい理解を深めるための意識啓発を行います。

事業 37 性にかかわる相談体制の整備	
内容	担当課
・女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、都・区、関係機関とのネットワークづくりを図ります。	生活福祉課 男女共同参画課
・女性が売買春の当事者とならないように「“性と生”アドバイザー」による相談を行います。	男女共同参画課
事業 38 売買春や性の商品化防止についての意識啓発の推進	
内容	担当課
★情報誌や講座を通じて、売買春に関する情報提供を行い、売買春や性の商品化防止についての意識啓発を推進します。	男女共同参画課

(4) ライフステージに応じた健康支援を行います

基本方針

生涯にわたって自分の体や性に関することを自分で決める権利は、基本的な人権です。男女問わず、性を尊重する意識づくりを行うとともに、思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを支援します。

現状と課題

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するうえで大変重要なことです。特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。
- 心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。
- 「区民意識・実態調査」によると、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉の認知度についてみると、聞いたことがある割合は20.7%と調査項目の中では最も低くなっています。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを支援するために必要なことでは、「子どもの成長と発育に応じた性教育」が61.1%と最も高く、次いで「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が40.9%、「H I Vなどの性感染症についての情報提供・相談体制の充実」が34.7%と続きます。このため、子どもを産む・産まないにかかわらず、また、年齢にかかわらず、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを普及啓発することが重要です。
- すべての女性の生涯を通じた健康づくりを支援するため、思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを推進する必要があります。

取組みの方向

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発

女性の妊娠・出産における自己決定や不妊等の諸問題について、正しい知識を身につけ適切な対応をするため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について普及啓発を行います。

事業 39 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及啓発				
主 な 指 標	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて知っている人の割合	22年度の現況	29年度目標	年度別目標
		22年度区民意識実態調査結果		
		20.5%	60%	対前年度増
内容			担当課	
★講座や情報誌などを通じ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及・啓発に努めます。			男女共同参画課	
事業 40 不妊に関する情報提供				
内容			担当課	
・不妊に関する情報提供について、東京都が実施している「特定不妊治療費助成制度」のパンフレット及び申請書を窓口で配布し、周知します。			健康推進課	

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは】

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、人間の性と生殖の確立にかかわる包括的な考え方です。リプロダクティブ・ヘルスとは、主に女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることとされ、リプロダクティブ・ライツは、女性が自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重し、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をいいます。

② 男女の生涯にわたる健康づくり

男女が互いの性差を理解・尊重するとともに、青少年の健全育成のためにも、性や健康に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

また、男女が生涯にわたる心身の健康づくりを支援します。特に、女性の健康づくりを推進するため、ライフサイクルに応じた支援を行います。

事業 41 エイズ・性感染症の予防啓発				
内容		担当課		
<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ及び性感染症のまん延防止のため、感染予防の正しい知識の普及啓発を、講演会・健康教育・リーフレット配布・アルタビジョン放映等を通して行います。 ・早期発見のため、検査・相談を実施します。 ・区内の患者の療養支援充実を図ります。 		保健予防課		
事業 42 健康相談、健康診査、医療情報の提供				
主 な 指 標	健康相談、健康診査、医療情報提供の実施数	22年度末現況	29年度目標	年度別目標
		◇健康相談：13,526件 ◇健康診査：31,297件 ◇医療情報の提供は、健康教育や健康相談、健康診査の中で、また、家庭訪問や直接の来所、電話などの相談においても随時提供	継続実施	継続実施
内容		担当課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージごとの健康相談、健康診査、医療情報などを提供します。 		健康推進課 各保健センター		
事業 43 女性の健康支援				
主 な 指 標	女性の健康に関する自主的な交流活動グループの設立数	23年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標
		0団体	2団体	26年度以降 2団体
内容		担当課		
★女性の健康づくりを推進するため、女性の健康週間イベントの開催、ライフサイクルに応じた効果的な啓発教材等を活用した正しい知識の普及、女性の健康を支える活動、女性特有のがん対策を図ります。		健康推進課 保健予防課 四谷保健センター		

③ こころの健康支援

こころの健康づくりやこころの病気に関する知識の普及啓発を図るとともに、本人や家族の支援および、事業者におけるこころの健康づくりを支援します。

また、こころの健康について、身近に相談できる環境を整備します。

事業 44 メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント				
主 な 指 標	十分な睡眠がとれていると 思う人の割合	22 年度現況 <small>22 年度健康づくり区民意識調査</small>	29 年度目標	年度別目標
				65.5%
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による講演会や講習会、リーフレット配布等を通して、こころの病気についての知識、ストレスの原因やライフスタイルに応じたストレスへの対処方法、休養の確保について、普及・啓発を行います。 			保健予防課	
事業 45 事業者に対するこころの健康づくりの促進				
主 な 指 標	メンタルヘルス対策講座の 実施	23 年度末の現況 (予定)	29 年度目標	年度別目標
			年 1 回	年 1 回
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ★事業者に対するワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境づくりを進めるためのセミナー等を実施します。 			男女共同参画課	
事業 46 身近に相談できる環境の整備				
主 な 指 標	こころの問題について気軽に 相談できる場所・窓口を知って いる人の割合	22 年度現況 <small>22 年度健康づくり区民意識調査</small>	29 年度目標	年度別目標
			37.3%	70%
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・こころの不調に悩んでいる方に対し、保健センターにおいて精神保健相談等を行い、必要な指導や支援を行うとともに、区民にとって身近に相談できる場をわかりやすく周知していきます。 ・乳幼児健診等で母親対象のアンケートを実施し、育児不安や「うつ」の早期発見・早期対応を行います。 			保健予防課 各保健センター	

【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】

1 新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援 基本計画策定にあたって

(1) 背景

- 配偶者からの暴力は、犯罪につながる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、今まで被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった現状があります。また、「区民意識・実態調査」の「DVについて、自分がされたことがある行為」の男女別の割合をみると、ほとんどの設問で女性の回答割合が高く、配偶者からの暴力の被害者は女性に偏りがちだという現状がわかります。

女性に対する暴力が生み出される背景には、「男は仕事」、「女は家事、育児、介護」といった固定的な性別役割分担意識や、「夫は主人で、妻は従うもの」といった社会風潮などがあり、男性の暴力に寛容な社会や男性優位の社会が暴力を生み出しています。

配偶者からの暴力は、社会における男女の不平等な力関係を背景として、強者である男性から弱者である女性に対し行われる人権侵害です。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要です。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組みにも沿うものです。

国では、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために平成13(2001)年4月に「配偶者暴力防止法」を制定し、平成16(2004)年6月に第一次改正が行われ、さらに平成19(2007)年7月には、保護命令の拡充や区市町村についての規定の強化を柱とした改正法が成立し、平成20(2008)年1月に施行されました。しかし、配偶者に対する暴力そのものに対する社会全般の認識は、必ずしも向上していません。

- 新宿区では、平成20(2008)年2月に「新宿区男女共同参画推進計画」を策定し、人権の尊重としての暴力根絶への取組みとして、人権侵害としての暴力等の防止のために、「配偶者やパートナーからの暴力」の理解を深めるための講座の実施やリーフレットの作成などの啓発、周知に取り組んできました。しかしながら配偶者やパートナーからの暴力に対する認知度はまだまだ低い状態です。

「区民意識・実態調査」によると「首をしめる・刃物を持ち出す等命の危険を感じる行為を行う」82.5%、「殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける等の行為をふるう」82.4%などの身体的暴力、「意に反した性的な行為を強要する」76.9%、「避妊に協力しない」65.8%などの性的暴力は認識度が高いが、「行動を制限する」52.2%、「交友関係やメ

ールをチェックする」44.5%などの社会的暴力や、「自由になるお金を制限する」43.4%などの経済的支配などは、まだ認識度が低いということが見えてきました。

また、「区民意識・実態調査」の中で、配偶者やパートナーからの暴力を受けた方の中で「相談したかったが、相談しなかった」理由に、「誰に相談したらよいのかわからなかった」56.0%で回答が一番多く、暴力を受けた時に相談する窓口の周知不足や、自分さえ我慢すればいいという思いが、まだ根強くあり、相談までに至らないケースもあるという実態も浮き彫りになりました。

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを広く周知し、引き続き啓発・防止に取り組まなければなりません。

- 平成19(2007)年7月に成立した改正法「配偶者暴力防止法」では地域の状況を踏まえ区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備を努力義務とし、被害者の自立支援に対する関係機関の連携強化など、被害者の立場に立った、より実効性のある対策を取ることが求められています。

新宿区では、他区に比べ婦人相談員、母子自立支援員及び保健センター等における外国人からの相談件数が多いことや、ひとところに長く留まれない特定の居所を持たない者からの相談件数が多いことなどがあげられ、その特性を考慮した計画を策定する必要があります。

さらに、最近では「デートDV」と言われる若年層の恋人同士など親密な関係にある男女間での暴力の問題が注目されています。配偶者等からの暴力を防ぐためには、若い世代のうちから、配偶者・恋人等からの暴力の問題について考えることや、束縛されることは愛情ではないことなど、男性、女性ともに対等な関係であることを普及啓発していく必要があります。

- 新宿区では、「配偶者暴力対策基本計画」を今回策定する「新宿区第二次男女共同参画推進計画」に盛り込み、目標3<ともにおもいやる>「人権の尊重と配偶者等に対する暴力のない社会の実現」を「新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」として位置づけます。また、「配偶者暴力防止法」では、暴力の対象が配偶者（事実婚含む）及び元配偶者などの親密な関係での暴力に限定されていますが、「デートDV」に対する対策も計画に盛り込むため、計画の名称を「配偶者」に限定せず、「配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」とします。

（2）計画の期間

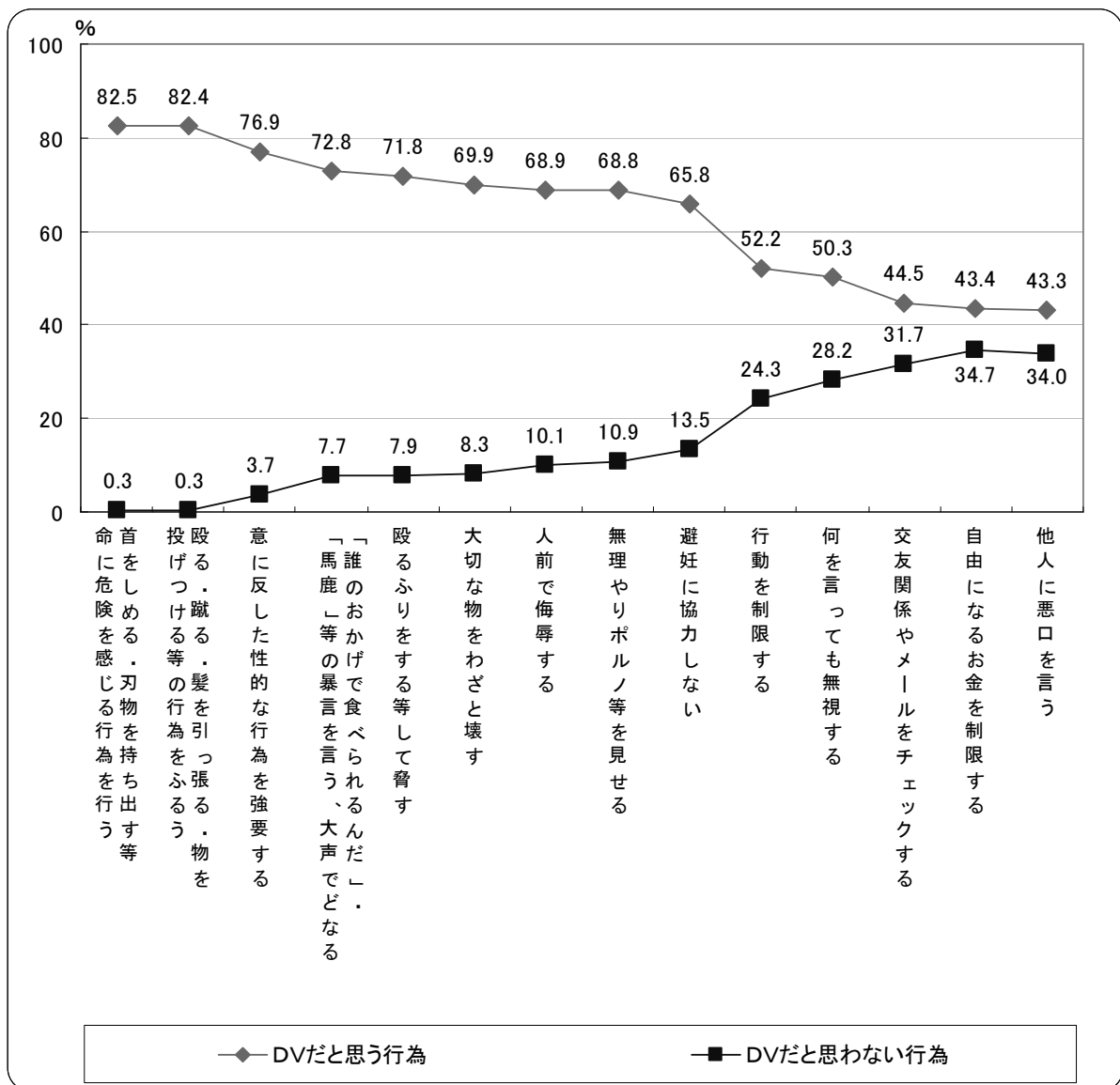
この計画は、平成24（2012）年度から平成29（2017）年度の6年間とします。

2 新宿区のDVの現状

(1) DVだと思う行為の認識度

DVだと思う行為・思わない行為については、すべての選択肢がDVに該当する行為であるにもかかわらず、「行動を制限する」(24.3%)、「何を言っても無視する」(28.2%)、「交友関係やメールをチェックする」(31.7%)、「自由になるお金を制限する」(34.7%)、「他人に悪口を言う」(34.0%)については、2割を超える方がDVだと思わない行為として回答しています。

■DVだと思う行為、思わない行為



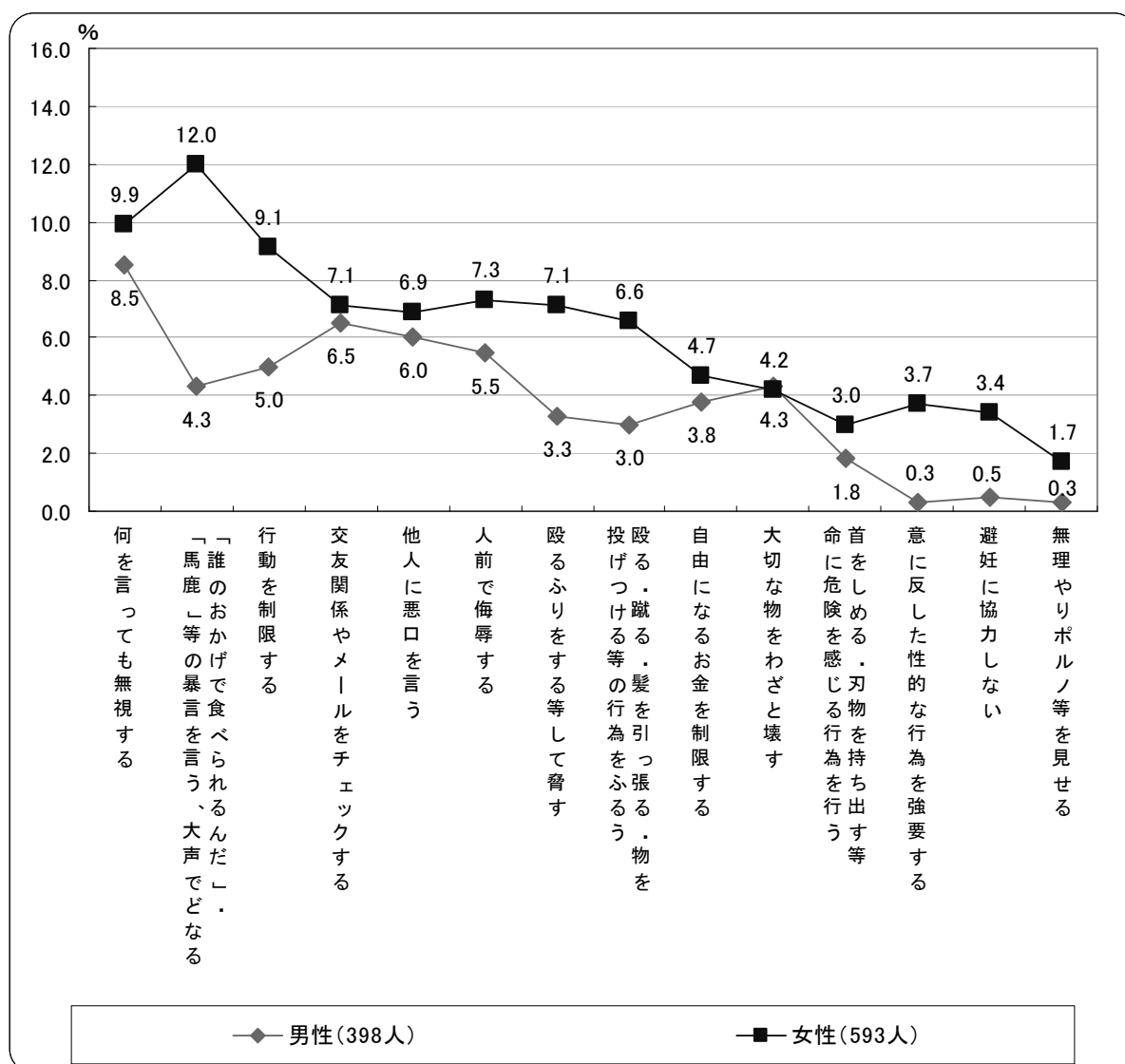
資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」(平成22年10月実施)

(2) 自分がされたことがあるDV行為

自分がされたことがあるDV行為については、女性は「『誰のおかげで食べられるんだ』、『馬鹿』等の暴言を言う、大声でどなる」が12.0%と最も多く、次いで「何を言っても無視する」が9.9%、「行動を制限する」が9.1%となっています。

男性では、「何を言っても無視する」が8.5%と最も多く、次いで「交友関係やメールをチェックする」が6.5%、「他人に悪口を言う」が6.0%となっています。

■自分がされたことがあるDV行為



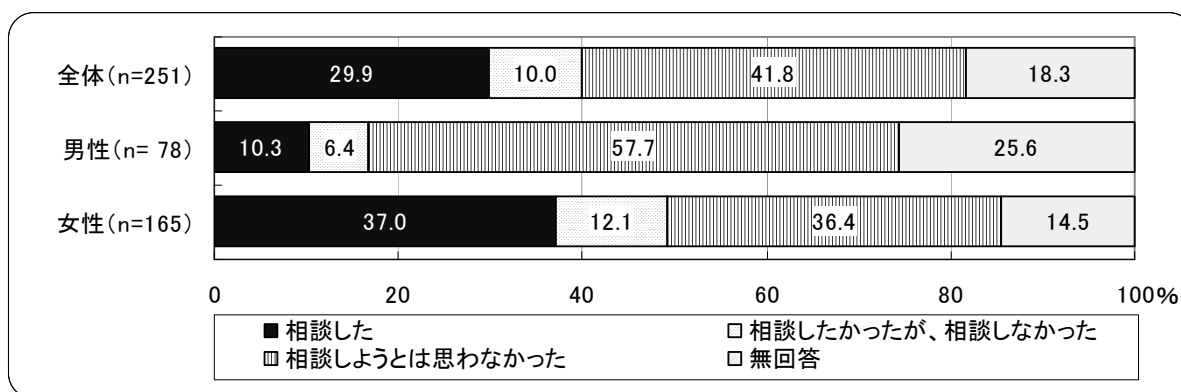
資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

(3) DVについて相談した経験の有無

DVをされたことがあると回答した方の相談経験の有無については、「相談した」との回答は29.9%となっています。男女別にみると、「相談した」は男性で10.3%、女性で37.0%となっています。

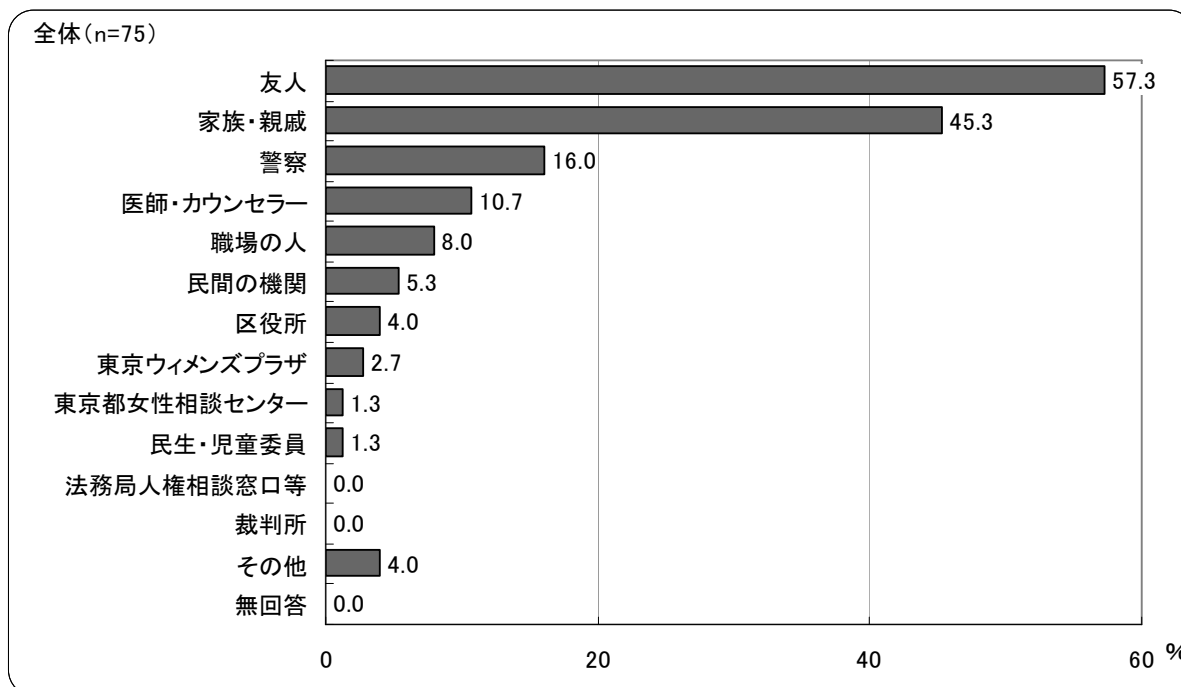
相談したと回答した方の相談相手については、「友人」が57.3%、「家族・親戚」が45.3%と身近な方が多く、「区役所」(4.0%)、「東京ウィメンズプラザ」(2.7%)などの公的な機関に相談した方は、「警察」(16.0%)を除いてわずかとなっています。

■ DVについて相談した経験の有無



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」(平成22年10月実施)

■ DVについての相談先

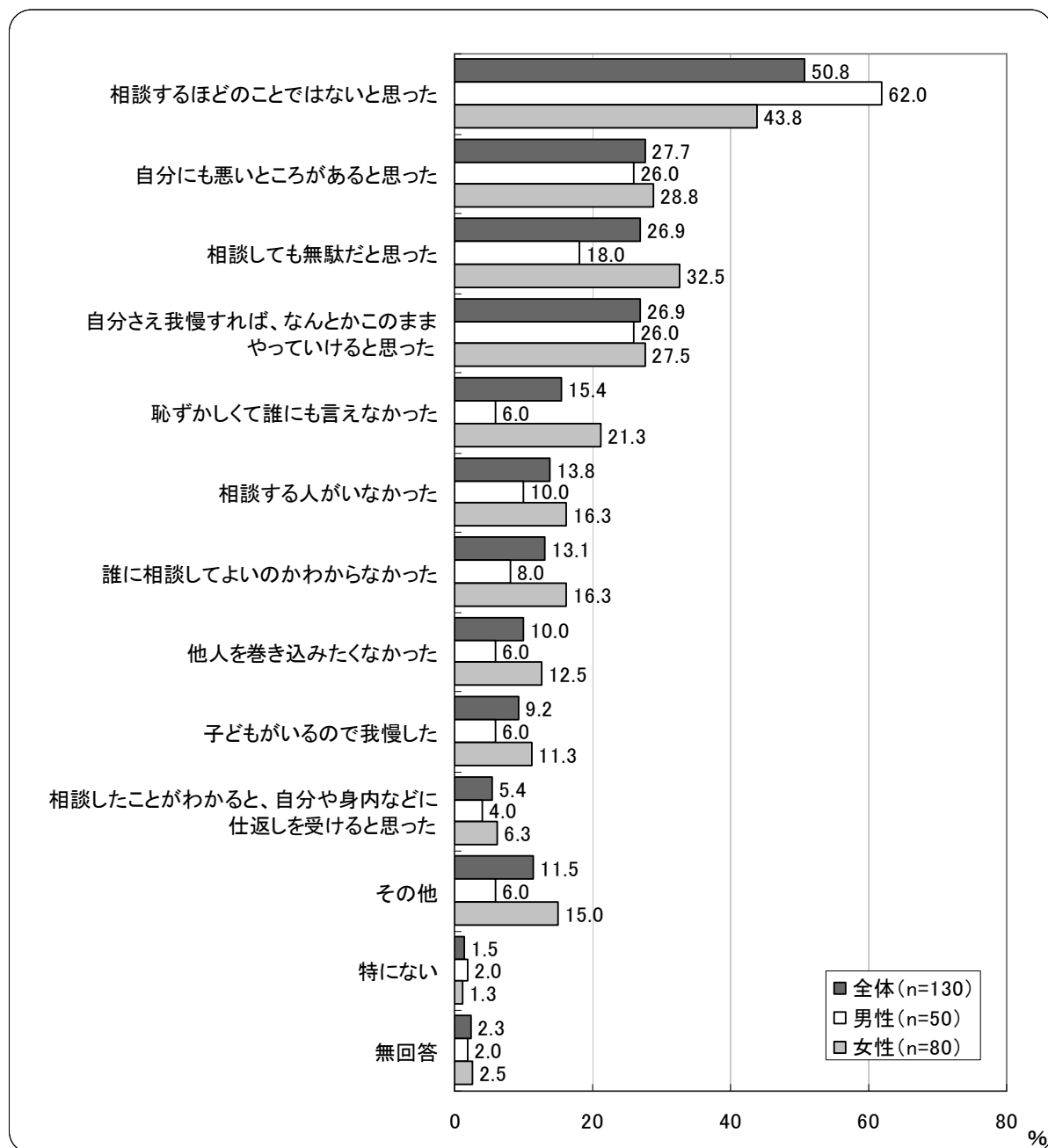


資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」(平成22年10月実施)

相談しようと思わなかった理由については、全体で「相談するほどのことではないと思った」が50.8%と最も多く、特に男性で62.0%となっています。女性でも「相談するほどのことではないと思った」が43.8%と最も多くなっていますが、「相談しても無駄だと思った」との回答も32.5%となっています。

また、「相談する人がいなかった」が13.8%、「誰に相談してよいのかわからなかった」が13.1%となっています。

■DVについて相談しなかった理由

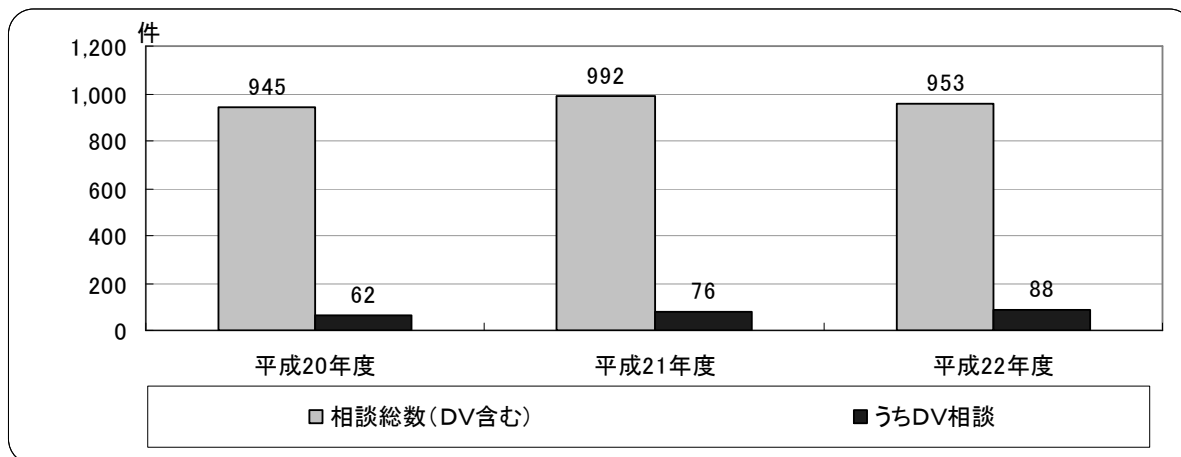


資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

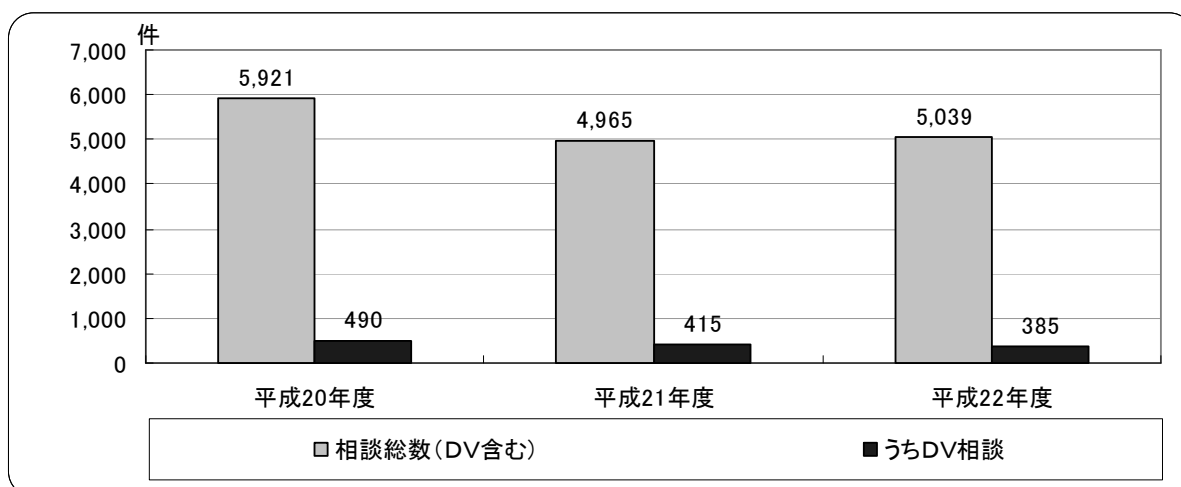
(4) DVの相談件数

新宿区で受けているDVについての相談件数は、相談総件数の、1割弱をしめています。また、悩みごと相談室では、年々増加傾向にあります。

■悩みごと相談室（ウィズ新宿で実施）



■女性相談（新宿区福祉事務所で実施）



※相談件数については、電話、面接相談の合計数字を使用しています。

【悩みごと相談室をご存じですか】

新宿区立男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）の「悩みごと相談室」では、月曜日から土曜日まで面接及び電話による相談を実施しています。自分自身のこと、夫婦のこと、仕事のこと、DVのことなどさまざまな悩みごとを、問題解決に向けて相談員と一緒に考えます。

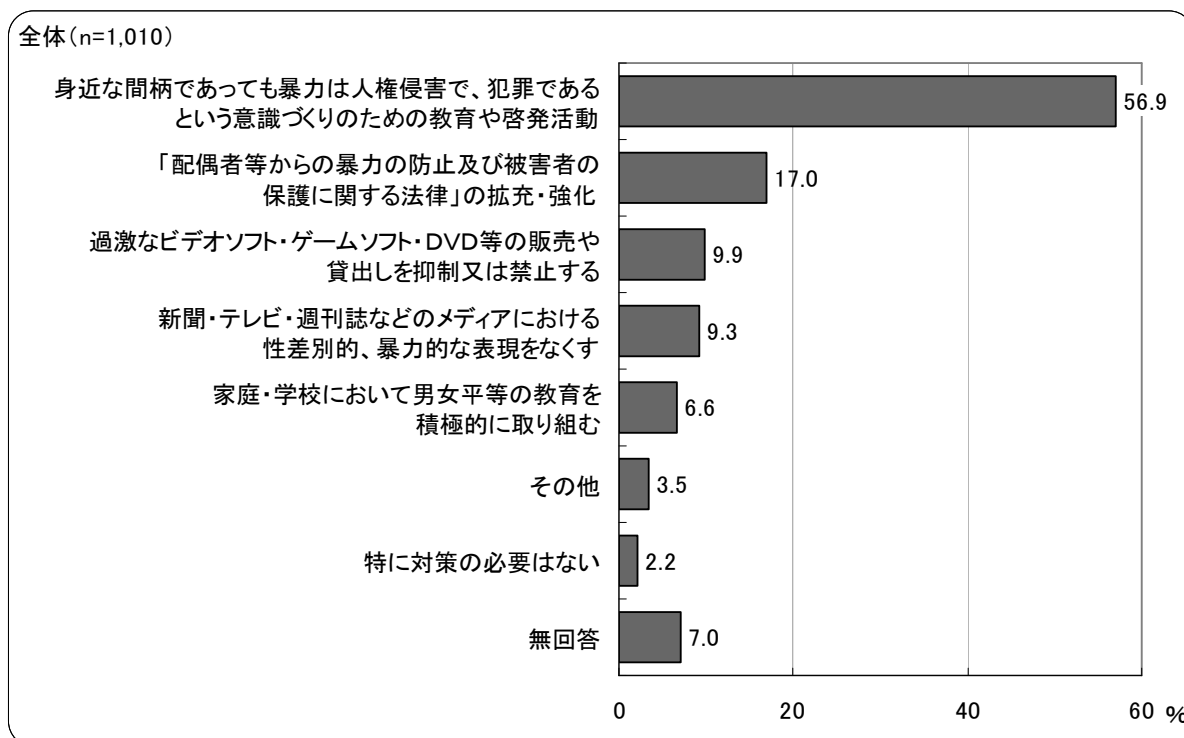
【女性相談】

新宿区福祉事務所（生活福祉課相談係）において、女性が抱える、失業や病気、路上生活、望まない妊娠や出産、家庭内暴力等の問題の相談を婦人相談員が受けています。

(5) DVを防止するために必要な対策

配偶者や恋人からの暴力行為を防止するために必要だと思うことについては、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害で、犯罪であるという意識づくりのための教育や啓発活動」が56.9%と最も多く、次いで「『配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の拡充・強化」が17.0%となっています。

■ DVを防止するために必要な対策



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

<ともにおもいやる>

目標3 人権の尊重と配偶者等に対する暴力のない社会の実現【配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】

(1) 配偶者等の暴力防止に向けた意識啓発と情報提供を行います

基本方針

配偶者等からの暴力は、人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で、克服しなければならない重要な課題です。

配偶者等からの暴力を防止するためには、暴力について正しく理解することが必要です。配偶者等からの暴力について正しく認識するために意識啓発や情報提供を行い、すべての人がお互いの人権を尊重できる社会の実現をめざします。

現状と課題

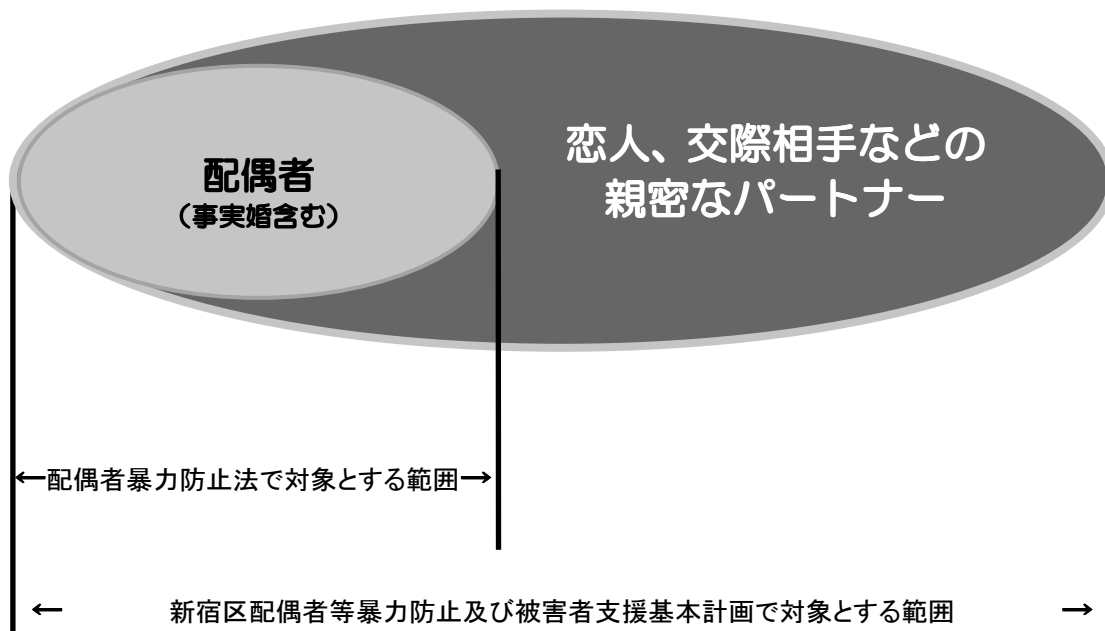
- 配偶者等からの暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、社会的に配偶者等からの暴力※（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）に対する認識が低く、早期発見や自立支援につなげるためにも、DVに対する正しい知識とその危険性について適切な情報提供を行い、「DVは重大な人権侵害である」という意識を社会全体で共有することが必要です。
- 「区民意識・実態調査」において、DVだと思ふ行為・思わない行為について聞いたところ、すべての選択肢がDVに該当する行為であるにもかかわらず、「行動を制限する」(24.3%)、「何を言っても無視する」(28.2%)、「交友関係やメールをチェックする」(31.7%)、「自由になるお金を制限する」(34.7%)、「他人に悪口を言う」(34.0%)については、2割を超える方がDVだと思わない行為として回答していますが、これらの行為は社会的・精神的暴力に該当します。
身体的暴力のように目に見える暴力以外の事柄でも、DVにあたることがあるという認識がまだ低いことが、調査結果からわかります。
- 「区民意識・実態調査」において配偶者や恋人からの暴力行為を防止するために必要だと思ふことについては、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害で、犯罪であるという意識づくりのための教育や啓発活動」が56.9%と最も多く、教育や啓発活動の重要性がうかがえます。
- DVの根絶に向けて、「DVは重大な人権侵害である」という意識啓発を図るとともに、DVの被害者への支援に関する情報が、性別を問わず区民に共有されるよう取り組む必要があります。

【配偶者等からの暴力とは】

配偶者暴力防止法が定める「配偶者からの暴力」とは、配偶者、事実上婚姻関係と同様な事情にある者及び暴力を受けた後に離婚し配偶者であった者からの暴力を言い、恋人や交際相手からの暴力は含みませんが、この計画においては、配偶者に加え、恋人や交際相手などの親密なパートナーからの暴力も含め「配偶者等からの暴力」としています。

また、「配偶者からの暴力」はドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)とも言われ、DVは英語の Domestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」と訳されますが、ここでは、配偶者等からの暴力という意味で使用しています。

■対象者の範囲(イメージ図)



取組みの方向

① 配偶者等に対する暴力の根絶に向けた取組みの推進

DVの被害者や加害者が、自分が受けている行為、行っている行為がDVであるということに気づき、暴力を防止できるよう、また、被害者が相談や自立に向けた行動を起こし、さまざまな支援につながるよう、DVに関する意識啓発や情報提供を行います。

事業 47 「女性の人権」に関する意識の向上				
主 な 指 標	性と生の講座の実施	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
				年3回
内容			担当課	
★「女性の人権」に関する広報・啓発活動を進め、女性に対する暴力の根絶に向けて、社会全体の意識の向上を図ります。 ★女性の性に関する講座を実施します。			男女共同参画課	
事業 48 配偶者等に対する暴力の防止				
主 な 指 標	区政モニターアンケートにおけるDVに関する設問で「DVだと思ふ行為」の認識度	22年度の現況 <small>22年度区民意識実態調査結果</small>	29年度目標	年度別目標
		63.8%	80%	対前年度増
内容			担当課	
★配偶者等の暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。 ★学生などの若年層を対象にデートDVに関する講座を開催します。 ・配偶者等の暴力を防止するためのパンフレットを作成し、配布します。 ・女性問題に関する相談機関連携会議において、加害者に対する暴力再発防止のための取組みを行います。			男女共同参画課	

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

(2) 被害者の相談体制を充実します

基本方針

被害者が抱える多様で複雑な問題を、被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、広く相談窓口を周知するとともに、関係する相談機関との連携を図り、被害者一人ひとりの状況に応じた相談体制の充実を図ります。

現状と課題

- DVに関する相談窓口は、被害者の今後の自立に向けた支援につなげるための第一歩としてとても重要な機関となります。
- 「区民意識・実態調査」において、DVをされたことがあると回答した方の相談経験の有無については、「相談した」との回答は29.9%で、その相談相手は、「友人」が57.3%、「家族・親戚」が45.3%と身近な方が多く、「区役所」(4.0%)、「東京ウィメンズプラザ」(2.7%)などの公的な機関に相談した方は、「警察」(16.0%)を除くいてわずかとなっています。
- 相談経験の有無の中で、相談しようと思わなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」が50.8%と最も多くなっていますが、「相談する人がいなかった」が13.8%、「誰に相談してよいのかわからなかった」が13.1%となっています。
- 身近な人がDVの被害を受けていることがわかった場合にどのような対応をするかについては、「暴力を受けている人の相談にのる」が55.8%と最も多いものの、相談窓口に行くことを勧めたり(46.6%)、一緒に相談窓口に行ったりする(38.7%)との回答も多くなっています。
- DVの被害者だけでなく、広く区民全体に身近な相談窓口の周知を図るとともに、DVの被害者が相談しやすい仕組みを充実させ、相談窓口が相互に連携を図りながら一体的に支援を行えるよう、関係機関とのネットワークの強化を図ることが重要です。

取組みの方向

① 相談支援体制の充実

複雑で多様化したDVの問題を、被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、きめ細やかで、適切な助言ができる相談体制を充実するとともに、相談窓口の周知を図ります。

事業 49 女性への暴力に関する相談体制の整備				
主な指標	区政モニターアンケートにおける区のDV相談窓口の認知度	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
		—	80%	対前年度増
内容		担当課		
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の周知や相談機関との連携を強化し、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。 女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、都と区、関係機関とのネットワークの強化を図ります。 相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。 		男女共同参画課 生活福祉課		
<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページを活用し、相談窓口、相談業務の周知徹底を図ります。 		男女共同参画課		
<ul style="list-style-type: none"> 被害者に接する職員に対し、研修等への参加を促進し、人材育成を図ります。 		男女共同参画課 生活福祉課		

② 多様な被害者への対応

外国人等のDV被害者に対して、相談窓口の周知を図り安心して相談できる体制を整備します。

事業 50 外国人被害者への対応	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の情報を多言語で提供します。 	男女共同参画課 生活福祉課 文化観光国際課
<ul style="list-style-type: none"> 相談内容を正しく理解するために相談時に通訳の確保をします。 外国人相談窓口を運営します。 	生活福祉課 文化観光国際課

(3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います

基本方針

DVの被害者は、配偶者等からの暴力により生命を脅かされる危険があります。まずは、被害者の身の安全を確保することが必要です。また、加害者から守るだけでなく、被害者が自立して生活を送れるよう多方面から支援していきます。

現状と課題

- DVの被害者は、暴力により生命に危険が及ぶ場合もあり、その被害者への対応は一刻を争うことも多く、被害者の安全確保に向けて警察などの関係機関と連携して早急に対応することが求められています。
- 安全確保の方法として、一時保護がありますが、一時保護はDV被害者の安全を確保するだけでなく、心身の健康の回復も目的とし、自立に向けたさまざまな生活の支援も行います。そのため、DV被害者の立場に立ち、適切な支援を行うとともに、加害者に被害者の情報が漏れないよう努める必要があります。
- DVは、児童虐待にもつながる可能性が高いため、あらゆる視点からDV被害者の状況を確認し、関係機関の連携による支援を行う必要があります。
- DV被害者の置かれた立場を理解し、安心できる暮らしを確立するために、相談、安全の確保から経済的な自立に向け、就労、住宅の確保、子育て支援など、各分野において切れ目のない支援を進めるため、関係機関の連携体制の強化が必要です。

取組みの方向

① 被害者の安全確保

緊急保護を要する被害者及びその子ども等の一時保護を行い、DV被害者の安全確保に努めます。

事業 51 女性及び母子緊急一時保護	
内容	担当課
・ 緊急保護を要する女性及び母子を一時的に保護し、身体の安全の確保と自立を支援します。	生活福祉課

② 被害者の自立に向けた支援

被害者が自立するためには、さまざまな機関からの支援が必要です。関係するさまざまな機関と連携し、DV被害者の自立に向けた切れ目のない支援をします。

事業 52 民間団体・NPO等との連携	
内容	担当課
・ 行政、民間団体等が連携し、被害者に対する緊急一時保護事業や被害女性への自立支援の連携体制を整備します。	生活福祉課

(4) 配偶者等の暴力防止に向けた推進体制を充実します

基本方針

配偶者等の暴力防止は、行政及び民間団体のさまざまな機関がかかわって対応していく必要があります。そのためには、各機関との連絡調整及び連携を密に取る必要があります。新宿区の特性を踏まえて配偶者等の暴力防止を図るためには、どのような体制が良いのか、推進体制について検討し、充実を図ります。

現状と課題

- 配偶者等からの暴力の防止と切れ目のないDV被害者支援を推進するためには、国及び東京都をはじめとする関係機関や民間団体、NPO法人等との連携が不可欠です。また、区役所内の関係各課との連携強化も重要です。
- 関連するすべての機関が共通認識をもち、緊密かつ円滑な相互連携・推進体制の強化を図るとともに、DV被害者への更なる被害（二次被害）が生じることがないように、庁内関係部署及び関係機関の職員に対する意識啓発を行うことも重要です。
- 現在、新宿区においては、男女共同参画推進センター「ウィズ新宿」悩みごと相談室において悩みごと相談、DVに関する情報提供を行うとともに、生活福祉課において、相談、情報提供、自立に向けた支援を行っています。
- 平成20年1月に施行された改正「配偶者暴力防止法」で、区市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務となり、新宿区においても、さらなる取組みの強化を図るため、配偶者暴力相談支援センター設置に向けた検討を行う必要があります。

【二次被害】

被害者が窓口等で相談する中で、不適切な対応を受けることによってさらに傷つけられることをいいます。例えば、暴力を受けたことを窓口で繰り返し説明させられたり、職員などの対応や言動に配慮に欠けていたりする時などがあります。

取組みの方向

① 関係機関との連携強化

DVの防止に向けて、関係するすべての機関が共通認識をもち、緊密な相互連携・推進体制の強化を図ります。

事業 53 関係機関とのネットワーク整備	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市内における関係各課との連携により、配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画の推進体制を強化します。 ・女性問題に関する相談機関連携会議を通して、関係機関との連携を強化します。 	男女共同参画課

② 配偶者暴力相談支援センター設置の検討

DV被害者への相談から自立までのきめ細かな切れ目のない支援を行うことができるよう、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

事業 54 配偶者暴力相談支援センター設置の検討				
主 な 指 標	配偶者暴力相談支援センター の計画期間内の設置検討	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
		0所	1所	—
内容		担当課		
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行います。 		男女共同参画課		

③ 国・都への要望と広域的対応に必要な連携の強化

国や都に対し法整備等の要望をするとともに、必要に応じ連携しながら計画を推進します。

事業 55 国・東京都への要望と連携の強化	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・国や都で施策を進めることが適切なものについて、国・都に対し要望します。 ・広域的な対応ができるように、国や東京都との連携を強化します。 	男女共同参画課

<ともにかがやく>

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

(1) あらゆる場面における男女共同参画の意識づくりを行います

基本方針

男女があらゆる分野で社会の対等な構成員として能力と個性を發揮できるよう、区民一人ひとりが人権や男女平等についての理解を深めていけるよう努めます。

また、次代を担う子どもたちが、男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるよう取組みを進めます。

現状と課題

- 平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定されて 10 年以上が経過し、男女共同参画を取り巻く法律や制度は、大きく前進しました。新宿区においても平成 16 年に「男女共同参画推進条例」を制定し、同条例に基づく「男女共同参画推進計画」により、さまざまな事業を推進しています。しかしながら、男女共同参画社会の実現に向けては、まだ道半ばの状況にあり、さまざまな課題への対応が求められています。
- 女性の社会参加は進んできましたが、政治の分野をはじめ、官公庁、企業などで、方針決定の場に係わる女性はまだ少ない状況にあります。また、誰もが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に發揮できる機会を確保していかなければなりません。
- 「区民意識・実態調査」によると、男女共同参画に関する言葉で聞いたことのあるものは、「男女共同参画社会基本法」が 44.0%、「新宿区男女共同参画推進条例」が 26.5%と低く、また、新宿区で実施している男女共同参画にかかわる取組み事業の認知度についても、いずれも 3割を下回る結果となっており、十分に周知できていない状況がうかがえます。そのため、あらゆる媒体やあらゆる機会を通じて、啓発活動をより一層推進する必要があります。
- 男女共同参画社会を実現するためには、区民一人ひとりが男女共同参画について正しい知識をもつとともに、男女共同参画の必要性について認識を深めることが重要です。「区民意識・実態調査」によると、男女共同参画を進めるために区が力を入れるべきことでは、「平等意識を育てる学校教育の充実」が 22.3%となっています。さらに、学校教育の場において「男女にかかわらず、相手を人として尊重する指導をする」ことが 75.1%と最も求められていることから、男女共同参画の視点を持った教育を継続して行う必要があります。

取組みの方向

① 男女共同参画に向けた意識の形成

区民一人ひとりが男女共同参画に関する正しい知識を得られるよう、フォーラムやホームページ等のさまざまな機会や多様な媒体を活用し、広報・啓発活動を行います。

事業 56 男女共同参画に関する情報提供				
内容		担当課		
・広報紙やホームページ等により、男女共同参画について区民にわかりやすく積極的な情報提供を行います。		区政情報課		
★情報誌や広報紙・ホームページで、男女共同参画に関する国内外の情報やさまざまな施策、取組みを紹介します。 ・男女共同参画に関する図書等の充実を図り、貸し出しを行います。		男女共同参画課		
事業 57 男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催				
主な指標	男女共同参画フォーラムの参加人数	22年度の現況	27年度目標※	年度別目標
		248人	400人	各年400人
内容		担当課		
★男女平等・共同参画を目指した講演会やフォーラムなどの催しを開催します。		男女共同参画課		
事業 58 相談事業の充実				
内容		担当課		
・ライフスタイルの変化等により多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。 ・相談機関相互で連携を取り合い、ネットワークを結ぶような体制の充実を図ります。		男女共同参画課		

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

② 男女共同参画に関する調査・研究の充実

男女共同参画に関する実態を把握するため、調査・研究活動を行います。

事業 59 男女平等・男女共同参画に関する区民意識調査の実施	
内容	担当課
・男女平等・共同参画に関する意識・実態調査を実施します。(再掲…事業番号 27)	男女共同参画課

③ 学校教育における男女共同参画の推進

教育は、男女共同参画意識をはぐくむ重要な役割を担っていることから、学校教育において、人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

また、教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

事業 60 男女共同参画の視点からの教育活動の編成			
主な指標	23年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標
	人権尊重の考え方に基づく教育課程の編成	区立全校実施	区立全校実施
内容		担当課	
・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、個性尊重及び男女平等の考えを児童・生徒に身につけさせます。		教育指導課	
★男女共同参画を考える啓発誌により、小学生(5年生対象)に対して、男女平等の意識啓発を進めます。		男女共同参画課	
事業 61 適切な進路指導の徹底			
主な指標	23年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標
	進路指導主任研修会の開催	年5回	年5回
内容		担当課	
・児童・生徒が進路を選択する際、性の違いによる先入観にとらわれることなく、個性と能力に基づく主体的選択ができるよう、適切な進路指導を行います。		教育指導課	

事業 62 男女平等教育研修の充実				
主 な 指 標	人権教育研修会の参加率	22年度末の現況	29年度目標	年度別目標
			97.5%	100%
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の意識を高め、男女平等への理解を促進するため、教職員を対象とした人権教育研修を、より一層充実します。(再掲…事業番号 31) 			教育指導課	
事業 63 女性教員の管理職昇任選考の受験勧奨				
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員の管理職昇任選考の受験を勧奨します。 			教育指導課	
事業 64 保護者への学習機会や情報の提供				
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ★講座や情報誌などで、子どもの保護者を対象に、男女共同参画に関する学習機会や情報提供を行います。 			男女共同参画課	

④ 家庭・地域での男女共同参画の推進

男女が家庭生活や地域生活をともに担うことができるよう、理解を深める学習機会や情報の提供等により、男女共同参画の意識づくりを推進します。

事業 65 家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供				
主 な 指 標	P T A 等研修での情報提供の 実施	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
				幼稚園・小学校・ 中学校P T A 等 の家庭教育学 級・講座担当者向 けで情報提供を 実施
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A 等が主体的に取り組む家庭教育学級・講座の担当者向け研修会での事例の情報提供等を通じて、男女共同参画の推進の一助とします。 				教育支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。 ・ 指導者を希望する区民を、生涯学習指導者・支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。 ・ レガスまつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していくきっかけづくりにします。 ・ 財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。 ・ 職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業を地域活動デビュー講座として実施し、男女ともに活動に参加していくきっかけづくりにします。 <p style="text-align: right;">(再掲…事業番号 25)</p>				生涯学習 コミュニティ課
事業 66 女性の視点を取り入れた避難所の整備				担当課
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のニーズを反映した避難所の整備を行います。 ・ 女性の視点を取り入れた避難所運営を推進します。 				危機管理課

(2) 女性の活躍を支援するためのしくみをつくります

基本方針

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、あらゆる分野における女性の活躍を支援します。

現状と課題

- 政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、あらゆる活動に男女がともに責任をもって参画していくとともに、区民一人ひとりが社会や政治に関心を持ち、あらゆる分野の政策・方針決定の場に参画できる環境づくりを進めることが重要です。
- 平成23年4月1日現在の、区の審議会等における女性委員の比率は35.7%、全審議会における女性委員のいる審議会の比率は92.6%で、「新宿区男女共同参画推進計画」で掲げたそれぞれの目標値（「平成23年度40%」、「平成23年度100%」）を、審議会等における女性委員の比率では4.3ポイント、全審議会における女性委員のいる審議会の比率では7.4ポイント下回っています。
- 区の政策・方針決定の場に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、一方の性にかたよりのない、審議会等への参画を引き続き推進するとともに、新しい時代の男女共同参画を担う人材の育成を進める必要があります。
- 「区民意識・実態調査」によると、女性の年代別労働力率について、「30～34歳」に一度下がるものの、「25～49歳」まで70%以上で推移しており、極端なM字曲線は描いていません。しかしながら、「25歳以上」の女性では、すべての年齢において、「就労している人」の割合が「男性」より低くなっています。
- 今後さらに、就職、就業継続、再就職やさまざまな活動への参画支援、起業・創業などに関する情報提供や相談、学習支援を通じて、女性の意欲と能力を生かし、女性が活躍するためのチャレンジ支援策を多面的に充実していく必要があります。

【M字曲線とは】

日本の女性の年齢別の労働力率（労働力人口/15歳以上の人口）を折れ線グラフにすると、20歳代半ばと50歳代前後に2つのピークを持ついわゆるM字型の曲線になることをさします。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いことを反映しています。

取組みの方向

① 女性の政策・方針決定過程への参画

区の政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図られるよう、区の審議会等への女性の参画を積極的に推進します。

また、区民に対し、あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画を促すとともに、区女性職員を管理職に積極的に登用するための働きかけを行います。

事業 67 審議会等における女性の積極的な登用				
主な指標	区の審議会等における女性委員の割合	23年4月の現況	27年度目標※	年度別目標
		35.7%	40%	対前年度増
内容			担当課	
★区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 ★女性委員のいない審議会を解消します。			各課	
事業 68 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発				
内容			担当課	
★情報誌等を通じて、あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発を行います。			男女共同参画課	
事業 69 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進				
内容			担当課	
・区の女性職員が積極的に管理監督者を目指せるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			各課	
・職員配置や職務分担の決定に際し、男女平等の視点から能力主義の更なる徹底を図ります。			人事課 各課	
★職員に対する男女共同参画の意識啓発を行います。			人材育成等担当課 男女共同参画課	

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

② 女性の人材育成とチャレンジ支援

女性の意欲と能力を生かすため、女性の就職・再就職支援を行うとともに、起業等の新たな分野に挑戦する女性の支援を行います。

また、区の各種団体や活動等において、女性のエンパワーメントを図るため、学習機会を提供し、人材育成を推進します。

事業 70 女性の人材育成支援				
内容			担当課	
★女性リーダーの発掘・育成のため、各種催しや講座の企画・運営にあたり、できる限り実行委員会方式を取り入れます。			男女共同参画課	
事業 71 女性の就職・再就職支援				
主な指標	育児ママの再就職準備講座 開催回数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
		年 4 回	年 4 回	各年度 4 回
内容			担当課	
★子育て中の女性などの再就職支援に向けた、準備講座を開催します。			男女共同参画課	
・民間専門業者の女性対象セミナー等の活用を検討します。			消費者支援等担当課	
事業 72 自立に向けた支援の推進				
主な指標	ひとり親家庭自立支援促進数 ※次世代育成支援計画に基づき目標年度は26年度とする。	22年度末の現況	26年度目標	年度別目標
		<ul style="list-style-type: none"> 相談件数 1,529 件 自立支援プログラム策定者数 45 人 就労 45 人 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数 2,000 件 自立支援プログラム策定者数 66 人 就労 70 人 	対前年度増
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> 女性の自立に向けた取組み事例を情報誌等で紹介します。 女性の自立に関連する図書や資料の充実を図ります。 			男女共同参画課	
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭に対し、きめ細やかな就労支援を展開するために、自立支援プログラム策定を中心に、個々の状況に応じた自立支援計画を策定し、ハローワークなどの関係機関との連絡調整を行うとともに、能力開発制度の利用を促進します。 			子ども家庭課	

※新宿区第二次実行計画（平成 24 年度～27 年度）において定めた指標については、27 年度目標として掲載しています。

事業 73 起業支援の充実

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">・商工相談における創業相談時に、起業に関する基礎知識や経営ノウハウの助言・指導を行います。・高田馬場創業支援センターにおいて、「場」の提供とともに、各種セミナーや相談を通じ経営に関する基礎知識や経営ノウハウが習得できるよう、経営者の育成支援を行います。	産業振興課

【エンパワーメントとは】

力（パワー）をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味します。

(3) 男女共同参画の視点を持った地域づくりを進めます

基本方針

男女がともに参画し、豊かな地域を創造するために、性別による役割分担ではない、あらゆる人の能力や適性を重視した、地域社会をともに担うためのしくみづくりを推進します。また、新宿区男女共同参画推進条例の基本理念のひとつでもある「国際協力と理解」に基づき、国際理解のもとに支援や交流を深めながら、地域における男女共同参画を推進していきます。

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、すべての区民が仕事と家庭生活はもとより、地域社会の一員としての自覚をもって、さまざまな活動に参画していくことが重要です。そのためには、区民の地域参加を促すきっかけづくりと、地域相互の理解や活動の場が必要です。
- 「区民意識・実態調査」において、「地域活動の場で男女平等になっている」と感じている割合は48.6%と「学校教育の場で」の69.3%に次いで高い割合になっています。平成19年に実施した調査結果と比較すると、9.4ポイントの伸びとなっており、地域活動の場における男女平等意識は着実に浸透しています。しかし、地域活動の新たな担い手の育成や、若年層の地域活動への参加促進などの課題もあります。
- 区の外国人登録人口は、平成23年4月1日現在34,968人で、区全体の人口の約1割を占めています。外国人との共生は、地域の中、あるいは家庭の中でどう共生していくかを考え、相手を認めて共に生きていくことが何より大切です。今後も引き続き、お互いに理解し合い、支援や交流を深めながら男女共同参画を推進していくことが重要です。

【新宿区立男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）をご存知ですか】

区では、女性の地位向上と社会参加の促進、男女共同参画社会の実現を図るための「学習・交流・連帯」の場として、新宿区立男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）を設置しています。ぜひ、地域における男女共同参画推進の拠点としてご活用ください。

〈主な業務〉

ワーク・ライフ・バランスの推進、悩みごと相談室、フォーラムや講座の開催、男女共同参画に関する情報提供、図書等の貸出しサービス、会議室の貸出しなど

取組みの方向

① 地域活動における男女共同参画の促進

男女がともに地域社会をともに担うための仕組みづくりを推進するため、参考となる事例を紹介することにより、区民それぞれのライフスタイルに合った地域活動が展開できるよう支援します。

事業 74 地域活動への参加の促進	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 全庁で行われている様々な人材募集・育成事業を一括して紹介し、地域活動に関心のある方が自分に合ったものを見つけられる仕組みを検討します。 地域活動を支える人材育成を目指します。 	生涯学習 コミュニティ課

② 国際化への対応

外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすく活動しやすいまちにしていくため、身近な地域で交流を進め、国際理解を深めることができるよう、情報提供の充実を図ります。

また、外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や相談体制の充実を図ります。

事業 75 外国人への支援と交流				
主な指標	ネットワーク構築のための連絡会（多文化共生連絡会）の開催数	23年度末の現況 （予定）	29年度目標	年度別目標
		15回	15回	15回
内容		担当課		
<ul style="list-style-type: none"> しんじゅく多文化共生プラザを拠点として、情報提供、日本語学習、各種講座、イベントを実施し、交流を深め相互理解の促進を図ります。 地域住民や活動団体などのネットワーク化を図り、情報の共有とネットワークが主体となった事業を実施します。また、これらのネットワーク事業を通じて、外国人の参加を促進していきます。 国外・国内の友好都市との交流を推進します。 国際交流が地域に根差すよう、各種事業を継続して実施します。 		文化観光国際課		

事業 76 外国人への情報提供

主 な 指 標	外国語ホームページへの アクセス数	22年度末の現況	29年度目標	年度別目標
		288,615 件	300,000 件	対前年度増
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・外国語版広報紙・生活情報紙を発行します。 ・外国語版ホームページにより、生活情報等を外国人に提供します。 				文化観光国際課

事業 77 外国人相談窓口の運営

主 な 指 標	相談件数	22年度末の現況	29年度目標	年度別目標
		4,847 件	5,000 件	対前年度増
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談窓口を運営します。 				文化観光国際課

<ともにすすめる>

目標5 計画の推進に向けて

(1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します

基本方針

区民、地域団体、事業者、NPO等、さまざまな立場の人々や団体と協働することにより、本計画を着実に推進します。

また、庁内関係各課との連携により、男女共同参画関連施策を着実に実行するとともに、国や都への法整備等に関する要望や、男女共同参画推進に向けた事業連携を図ります。

現状と課題

- 男女共同参画社会を形成するためには、男女を取り巻く社会的背景を認識したうえで、あらゆる分野での取組みを展開することが重要です。区が直接行う取組みだけではなく、区民一人ひとりや事業者、NPO等と協働して男女共同参画をともに推進していくことが重要です。
- 新宿区では、「新宿区男女共同参画推進条例」に基づき、区長の附属機関として「新宿区男女共同参画推進会議」を設置し、男女共同参画に関する基本的な事項についての調査審議を行っています。
- 男女共同参画の推進に向けて、区内で活躍する女性団体等で構成される「しんじゅく女性団体会議」を運営し、男女共同参画に関するさまざまな課題の意見交換や活動報告等を行っています。

取組みの方向

① 区民参加による男女共同参画の推進

男女共同参画の推進にあたり、専門的意見や区民の声を積極的に取り入れるため、学識経験者や公募区民などにより構成される「男女共同参画推進会議」を運営します。

事業 78 男女共同参画推進会議の運営	
内容	担当課
・男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や、計画の実施状況を継続的に点検し、施策の方向性について提言していく男女共同参画推進会議を運営します。	男女共同参画課

② 事業者やNPO等との協働による男女共同参画の推進

「しんじゅく女性団体会議」の運営等により、男女共同参画の推進に向けて事業者やNPO等の幅広い意見の反映に努めるとともに、協働により講座等を開催します。

事業 79 しんじゅく女性団体会議等の運営	
内容	担当課
・男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画に関する意見交換等を行うため、区内で活躍する女性団体等により構成される、しんじゅく女性団体会議を運営します。	男女共同参画課

(2) 庁内における計画の推進体制を充実します

基本方針

男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、「男女共同参画行政推進連絡会議」における組織の枠組みを超えた横断的な対応を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行います。

現状と課題

- 男女共同参画に関する施策を着実に推進し、本計画を実効性のあるものにしていくためには、その基盤となる庁内の推進体制と進捗状況の点検・評価体制が重要です。
- 計画期間内において、年度ごとの関連する施策の進捗状況調査や、施策の評価をすることにより、計画の着実な推進を図る必要があります。
- 新宿区では、庁内の連絡調整機関として「新宿区男女共同参画行政推進連絡会議」を設置し、全庁をあげてさまざまな施策を計画的に推進しています。また、男女共同参画のさらなる推進に向けて、庁内の連携をより一層充実する必要があります。

取組みの方向

① 庁内での計画推進体制の推進

庁内の組織である男女共同参画行政推進連絡会議を中心に、計画の着実な推進を図るとともに、新たな課題への対応を検討します。

事業 80 男女共同参画行政推進連絡会議の運営

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">男女共同参画行政推進連絡会議の定期的開催により、計画の進捗状況を確認し、新たな課題についての的確に対応していきます。区のあらゆる施策を男女平等の視点で点検するとともに、男女共同参画行政推進連絡会議を通して問題提起していきます。	男女共同参画課

② 計画の進捗状況管理と見直し

計画の着実な推進に向けて、計画の進捗状況管理と見直しを行います。

事業 81 男女共同参画の着実な推進

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">男女共同参画推進会議における、男女共同参画に関する基本的な事項についての審議、計画実施状況の点検、施策の方向性に関する提言および、男女共同参画行政推進連絡会議における計画の進捗状況確認等により、PDCAサイクルに基づく計画の進捗状況管理と見直しを適宜行います。	男女共同参画課

(3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます

基本方針

男女共同参画社会を実現するための法律や制度の整備を国や都に要望していくとともに、国や都と事業連携することにより、区民や事業者などに対し必要な情報提供を行います。

現状と課題

- 男女共同参画を進めるための施策は多岐にわたり、区だけでは対応が困難な課題が多くあります。
- 男女共同参画を推進するうえでの多くの課題解決に向けて、国・都が担うべき施策等に対し、要望を行っていくことが必要です。
- 男女共同参画に関連する法制度等の周知については、国や都と連携し、区民や事業者などに働きかける必要があります。

取組みの方向

① 国・都への要望と連携の強化

計画の推進にあたり、国・都との連携を図るとともに、区からの要望等の情報発信を積極的に行います。

事業 82 国・東京都への要望と連携の強化	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">男女共同参画推進施策全般にわたって細かく検討し、国や都で施策を進めることが適切なものについて、国・都に対し要望します国や都と連携したセミナーの開催など、事業においても連携を強化します。	男女共同参画課

新宿区第二次男女共同参画推進計画 (素案)

発行年月 平成23年11月
発行・編集 新宿区子ども家庭部 男女共同参画課
男女共同参画センター（ウイズ新宿）
〒160-0007
東京都新宿区荒木町16番地
電話 03-3341-0801

印刷物作成番号

2011-6-3030

この印刷物は、業者委託により200部印刷製本しています。その経費として、1部あたり893円（税込）がかかっています。但し、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

